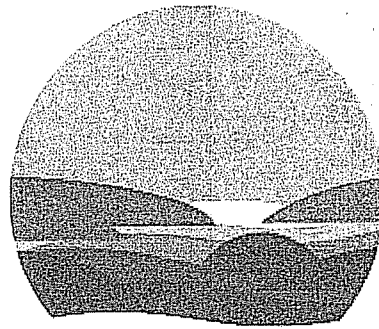


瀬戸内海国立公園（岡山県地域）

管 理 計 画 書 (案)



瀬戸内海国立公園
SINCE 1934

平成19年2月

中国四国地方環境事務所

目 次

1	管理計画区の概況	
	(1) 瀬戸内海国立公園の概況	… 1
	(2) 管理計画区（岡山県地域）の概況	… 2
	(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域指定及び計画の経緯	… 3
2	瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の管理の基本方針	… 4
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び 適正な公園利用の推進に関する事項	
	(1) 管理計画区の設定	… 7
	(2) 各地区に共通する保全・整備方針	… 10
	(3) 各地区の保全・整備方針	
	① 日生諸島地区	… 11
	② 牛窓地区	… 15
	③ 金甲山・貝殻山地区	… 19
	④ 出崎地区	… 21
	⑤ 十禅寺山地区	… 23
	⑥ 王子ヶ岳地区	… 24
	⑦ 渋川地区	… 25
	⑧ 由加山地区	… 27
	⑨ 鷺羽山地区	… 28
	⑩ 笠岡地区	… 32
	⑪ 笠岡諸島地区	… 34
4	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
	(1) 許可、届出等取扱方針	… 38
	(2) 公園事業取扱方針	… 42
	(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧	… 46
5	その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項	
	(1) 利用者の指導に関する事項	… 47
	(2) 地域の美化修景に関する事項	… 48
	(3) 各種団体との連携に関する事項	… 50
	(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項	… 51
	(5) その他事項	… 52

別紙 1	国指定鹿久居島鳥獣保護区 更新計画書	… 53
別紙 2	渋川海水浴場運営協議会施設対策委員会議事録（抜粋）	… 56
別紙 3	笠岡市カブトガニ保護条例	… 57
別紙 4	国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準	… 58
別紙 5	瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋 立て取扱い上の留意事項	… 61
別紙 6	瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	… 63
別紙 7	王子ヶ岳渋川集団施設地区宿舎事業の取扱方針 ①王子ヶ岳渋川集団施設地区（王子ヶ岳地区）宿舎事業 の取扱方針 ②王子ヶ岳渋川集団施設地区（渋川地区）宿舎事業の取 扱方針	… 64
別紙 8	修景緑化樹種一覧	… 66
別紙 9	関係法令等一覧	… 68
参考 1	管理計画の趣旨	… 69
参考 2	指定植物一覧	… 71
参考 3	許認可申請書進達ルート	… 73
参考 4	検討会名簿と検討経緯	… 74
別 添	瀬戸内海国立公園（岡山県地域）展望地カルテ	… 75

1 管理計画区の概況

(1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡^{きたん}、鳴門^{なると}、関門^{かんもん}及び豊予^{ほうよ}の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸^{びさんせと}地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を併せた陸域面積も、66,934ha（平成17年3月末現在）にわたり、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県におよぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象（視対象）としてだけでなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

1 管理計画区の概況

(1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあつて極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を併せた陸域面積も、66,934ha(平成17年3月末現在)にわたり、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県におよぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象(視対象)としてだけでなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

(2) 管理計画区（岡山県地域）の概況

岡山県地域は、瀬戸内海に面する展望の優れた鷲羽山^{わしゅうざん}、王子ヶ岳^{おうじがだけ}、金甲山^{きんこうざん}、夕立受山^{ゆうだちうけやま}、御嶽山^{みたけさん}などの標高 200 m～400 m 程度の丘陵と、備讃瀬戸^{びさんせと}に代表される内海に浮かぶ多数の島嶼並びに海域から構成される。

古くから開かれた地域のため人為の影響が強く、その植生は、大部分はアカマツ、クロマツ、アベマキ、コナラなどの二次植生となっている。動物では、スナメリや日生諸島^{ひなせ}最大の鹿久居島^{かくいじま}におけるアオサギの集団繁殖地、笠岡湾のカブトガニが特筆される。

鷲羽山や王子ヶ岳などからの内海多島海景観の展望、汐川海岸^{でさき}や出崎海岸、白石島での海水浴・海釣りなどの海洋レクリエーション、ドライブなどの利用を中心に、利用者数は年間約 371 万人（平成 16 年度）となっている。

当該地域は、昭和 9 年 3 月 16 日に、備讃瀬戸地域などが指定された後、昭和 25 年 5 月 18 日に日生諸島など、昭和 31 年 5 月 1 日に貝殻山^{かいがらやま}、金甲山地域を編入し、ほぼ現在の区域が定まった。

さらに、平成 15 年 8 月 20 日には銚島^{ほこしま}、坊子島^{ぼうこしま}、住吉島^{すみよしじま}を編入した。

当該地域も他の瀬戸内海国立公園同様、昭和 30 年代に始まる水島工業団地等のコンビナートの出現、漁港・港湾の近代化、農業用地確保を目的とした児島湾・笠岡湾の大規模な干拓等海浜景観の変化、そして地域住民の都市圏への集中、離島の過疎・高齢化といった経済的・社会的変化が人文景観への著しい影響を与えてきた。

また、昭和末期から平成初期のいわゆるバブル期の産物である巨大な公共投資による施設整備やリゾート開発が瀬戸内海の風致景観や人文景観へ影響を与えてきたが、ここ数年の経済活動の停滞から金属、造船といった製造業の不況のあおりを受け、多くのリゾートに代わって笠岡諸島などでは体験型観光が行われるようになってきており、国立公園の保護と適正な利用の両立が益々重要となってきた。

(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域指定及び計画の経緯

① 公園区域

昭和 9 年 3 月 16 日 ^{おしゅうざん} 鷲羽山、笠岡諸島等の区域指定
昭和 25 年 5 月 18 日 ^{ひなせ} 日生諸島、^{かぶらさき} 蕪崎、^{ゆがさん} 渋川、^{つうせんえん} 由加山、^{りゅうおうざん} 通仙園、^{よりしま} 龍王山、^{おおさばな} 寄島、^{みたけさん} 青佐鼻、^{みたけさん} 御嶽山等の区域指定
昭和 31 年 5 月 1 日 ^{ゆうだちうけやま} 夕立受山、^{きんこうざん} 金甲山、^{かいがらやま} 貝殻山等の区域指定
昭和 57 年 2 月 17 日 ^{おうじがたけ} 王子ヶ岳の一部等の区域の変更
平成 元年 7 月 12 日 再検討による区域の変更
平成 15 年 8 月 15 日 点検による区域の変更

② 規制計画

昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域指定
昭和 32 年 10 月 23 日 特別地域指定
昭和 57 年 2 月 17 日 特別地域の区域の変更
平成 元年 7 月 12 日 再検討による地種区分変更
平成 15 年 8 月 15 日 点検による地種区分の変更

③ 施設計画

ア 集団施設地区

昭和 26 年 5 月 8 日 ^{しもついで} 王子ヶ岳及び下津井集団施設地区一般計画決定
昭和 32 年 10 月 23 日 ^{でさき} 出崎集団施設地区一般計画決定及び王子ヶ岳集団施設地区を拡張して
王子ヶ岳渋川集団施設地区に変更
昭和 42 年 8 月 15 日 王子ヶ岳渋川集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定
平成 元年 7 月 12 日 再検討による下津井集団施設地区及び出崎集団施設地区の削除

イ 単独施設等

昭和 15 年 1 月 11 日 道路、埠頭、栈橋の計画決定
昭和 26 年 5 月 8 日 道路、単独施設、埠頭、栈橋の計画決定
昭和 32 年 10 月 23 日 道路、単独施設、栈橋の計画決定
昭和 36 年 4 月 4 日 道路、園地の計画決定
昭和 45 年 4 月 11 日 園地の計画決定
昭和 48 年 4 月 7 日 宿舎、園地の計画決定
平成 元年 7 月 12 日 再検討による変更
平成 15 年 8 月 15 日 点検による変更

2 瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の管理の基本方針

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の「目指す瀬戸内海国立公園の姿」を次のとおりとし、その実現のために（１）以下の事項を推進していくこととする。

- ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
- ・生物多様性が適切に保全されていること。
- ・海と島の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
- ・訪れる人々の心が癒される空間であること。
- ・地域の人々が誇れる空間であること。
- ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。

（１） 多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に「感動すること」が、「保全意欲の源ともなりうる」という観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のための適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。また、利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素（島嶼、岬、鼻、海、集落等）の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外観を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋め立てを厳に抑制する。
- ④ 「見せ方の工夫」を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、それらに関する利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等（「関係行政機関、地元関係者、有識者、NPO」以下同じ）と進める。

（２） 海上からの風景の保全及び海と島の特性を活かした利用の推進

瀬戸内海の風景評価の基となった、海上から眺める島嶼、岬、鼻等の景観、時間と共に移り変わる夕景・夜景や潮流、特色ある島内の奇岩・巨岩、巨樹、歴史的建造物や伝統的集落、ツバキ林やスイセン群落等その島の風景として定着し特徴づけられてきた植生、島の伝統料理や伝統行事、…等々、海と島らしさを特徴づける「要素」の保全、及びそれらに関する情報提供、島間・島内の交通の便の向上等、瀬戸内海の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用を推進する。

- ① 眺望対象となっている島の外観（概観）を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ② 海岸の伝統的集落景観の保全について、関係機関等と協力して、合意形成に努める。
- ③ 島間移動、島内移動手段の確保について、関係機関等に働き掛けるとともに、利用者への関連情報の提供に努め、利用を推進する。
- ④ 海とふれあう利用形態に関する情報を利用者に提供する。
- ⑤ 関係機関等の協力も得ながら、海と島の特性を活かしたエコツアーなどの利用メニューの開発に努め、

これらに関する情報を利用者に提供し、利用を推進する。

- ⑥ 関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。

(3) 白砂青松の風景の保全

砂浜減少の原因を踏まえつつ維持に努めるとともに、マツ林の適切な保護、管理を促進する。

- ① 砂浜及びマツ林の衰退原因解明に努めるとともに、管理者に適切な対策を働き掛ける。また、必要な支援策を検討する。
- ② 関係機関等と連携して適切なマツ枯れ被害防除に努める。
- ③ 砂浜及びマツ林の景観・生態系の連続性を維持するため、これらを分断する工作物の新築、土地の形状変更等を抑制する。
- ④ マツ林の適切な管理が維持されるよう管理者に働き掛けるとともに、必要な対策を講じる。

(4) 学術的にも貴重な社叢林や照葉樹林等の自然植生の保全

自然改変の歴史が長く、アカマツやツツジ類から成る二次林の発達する瀬戸内海地域において、海岸沿いに点在するウバメガシ林や神社の森などに残るシイ・カシ林などの特色ある照葉樹林等、わずかに残された自然植生の保全を図るため、これらの改変行為を極力抑制する。

(5) 浅海域の自然環境の保全と適正利用の推進

埋め立て、護岸等により減少している自然海岸、干潟、藻場の自然環境を維持又は再生するとともに、これら浅海域の生態系を踏まえた持続可能な利用システムの構築を、関係機関等の協力のもと進める。

- ① 多島海景観を改変するような自然海岸、干潟、藻場の埋め立てを抑制するとともに、それらの適切な再生を関係機関等と連携して推進する。
- ② 持続可能な利用システムの構築に向けて、浅海域の生態系調査、景観調査等を関係機関等の協力のもと進める。
- ③ カブトガニやスナメリ等瀬戸内海を特徴づける希少動物や希少海浜植物の生息・生育環境を維持再生するために必要な調査等を関係機関等の協力のもと進める。
- ④ 関係機関等の連携により、シーパトロールを行うなど海域へのごみの不法投棄、船舶による油流出等の海洋汚染を未然に防止し、発生の際は、海上保安庁等と連携して迅速に対応する。
- ⑤ 瀬戸内海の景観を損なっている漂着ごみ、海底ごみ、漂流ごみについては、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等が協力・連携して、発生源対策や効率的な回収方法、回収制度の検討、リサイクル等の対策を講じるとともにクリーンアップ作戦等による処理を推進する。

(6) 歴史的景観・人文景観の維持

点在する史跡、現在でも人々の暮らしと結びついた風景等、地域を特徴づける歴史的景観・人文景観を維持・活用できる社会を、関係機関等と連携して構築する。

(7) 地域における保護管理体制の構築

「地域の人々が自らの地域の自然環境、及びそれと伝統的集落が一体となった風景に誇りを持ちそれを大切に思う気持ち」を掘り起こし、それを育むことで、「自ずから、地域の自然環境が保全され、適切な利用がなされるような状態」へ誘導していくよう努める。

(8) 瀬戸内海国立公園に関する情報収集と情報発信

瀬戸内海を見るだけでなく、学べるよう、各主体が拠点の整備や改修を図るとともに、自然景観や人文景観等に関する情報収集、ホームページ等の活用による情報の共有を図り、マスコミや観光協会、NPO団体等を始め国や関係自治体等が協力して、恒常的に瀬戸内海国立公園についての情報発信、PRを行い利用の促進を図る。

また、当所において実施している、利用者アンケートや景観把握による瀬戸内海国立公園内の海岸線調査プロジェクト「モニタリング 3000」や展望地の現況を調査する展望地カルテの結果等、瀬戸内海国立公園についての調査情報を積極的に発信する。

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な利用の推進に関する事項

(1) 管理計画区の設定

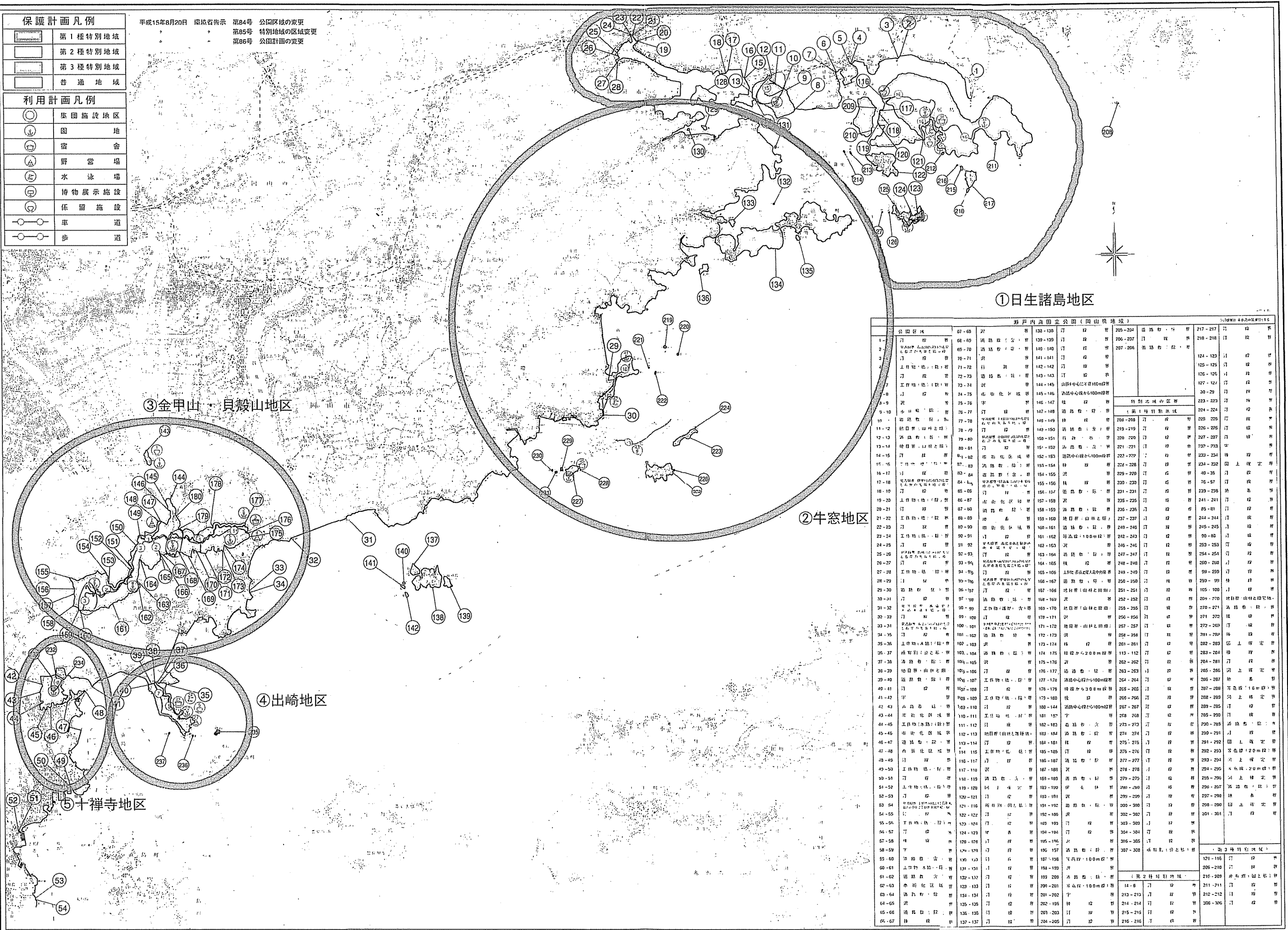
一層のきめ細やかな保全・管理を実現するために、利用状況、地理的条件及び行政区域も考慮しつつ、瀬戸内海国立公園岡山県地域を下記11の管理計画区に区分し、風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な公園利用の推進に関する事項をまとめる。

- ① ^{ひなせ}日生諸島地区
ア. ^{ゆうだちうけやま}夕立受山 イ. ^{かくいじま}鹿久居島 ウ. ^{おおたぶじま}大多府島 エ. ^{こうじま}鴻島
- ② 牛窓地区
ア. ^{かぶらさき}蕪崎 イ. 前島 ウ. その他
- ③ ^{きんこうざん}金甲山・^{かいがらやま}貝殻山地区
ア. 金甲山 イ. 天目山・貝殻山・八丈岩山 ウ. 高島
- ④ ^{でさき}出崎地区
出崎海水浴場
- ⑤ 十禅寺地区
十禅寺山
- ⑥ ^{おうじがたけ}王子ヶ岳地区
王子ヶ岳
- ⑦ 渋川地区
渋川海岸
- ⑧ ^{ゆがさん}由加山地区
由加山
- ⑨ ^{おしゅうざん}鷺羽山地区
ア. 鷺羽山 イ. ^{つうせんえん}通仙園 ウ. ^{りゅうおうざん}龍王山 エ. その他
- ⑩ 笠岡地区
ア. ^{みたけさん}御嶽山 イ. ^{よりしま}寄島 ウ. ^{あおさやま}青佐山 エ. 笠岡湾内のカブトガニ繁殖地
- ⑪ 笠岡諸島地区
ア. 高島 イ. 白石島 ウ. 真鍋島 エ. ^{ひしま}飛島 オ. ^{むしま}六島

瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域及び公園計画図(東部)

保護計画凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
利用計画凡例	
	集団施設地区
	園地
	宿舎
	野営場
	水泳場
	博物展示施設
	休憩施設
	車道
	歩道

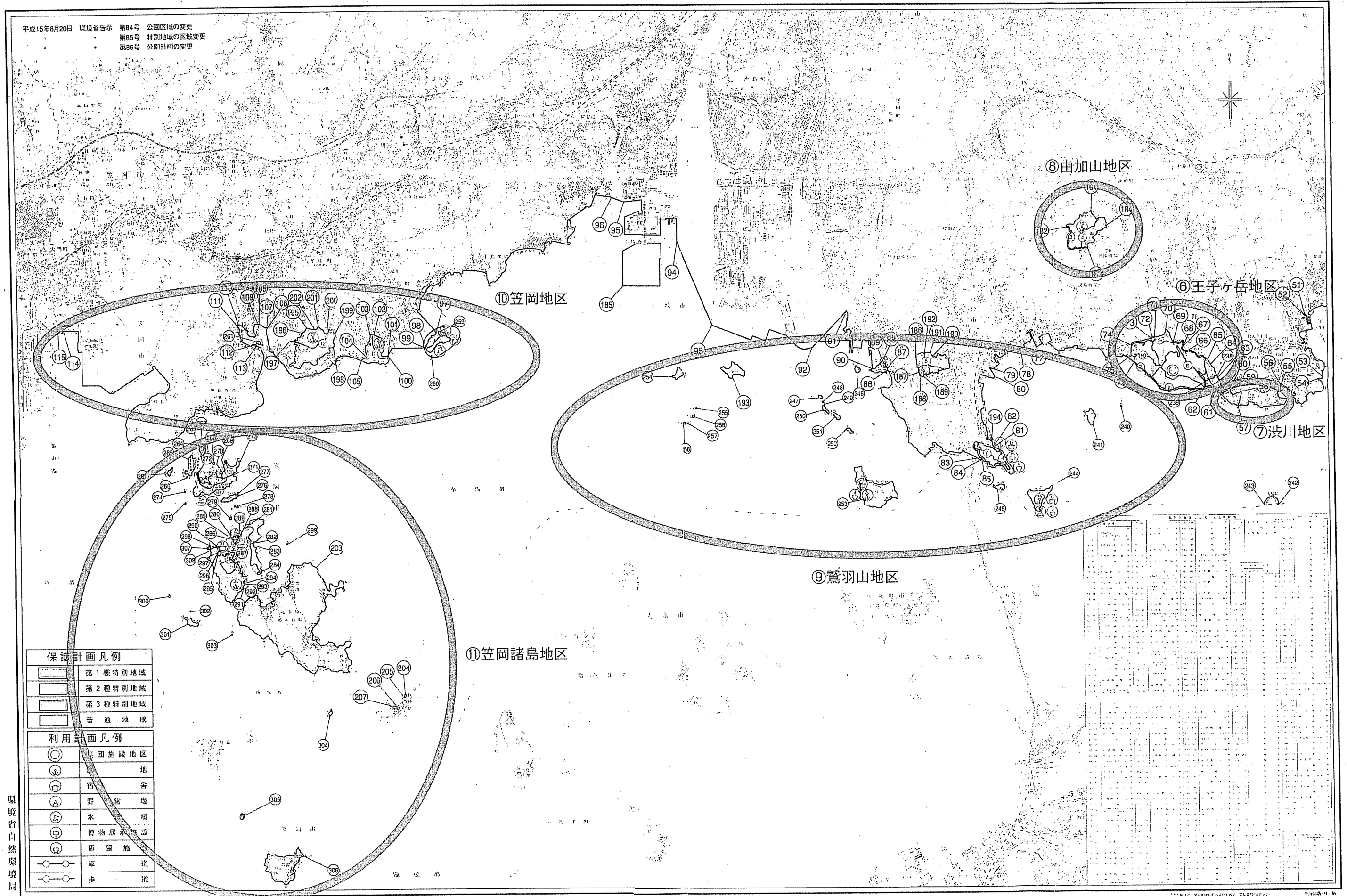
平成15年8月20日 環境省告示 第84号 公園区域の変更
第85号 特別地域の区域変更
第86号 公園計画の変更



瀬戸内海国立公園(岡山県地域)		公園区域	特別地域	普通地域	集団施設地区	園地	宿舎	野営場	水泳場	博物展示施設	休憩施設	車道	歩道
1	日生諸島地区	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120
2	牛窓地区	121-130	131-140	141-150	151-160	161-170	171-180	181-190	191-200	201-210	211-220	221-230	231-240
3	金甲山・貝殻山地区	241-250	251-260	261-270	271-280	281-290	291-300	301-310	311-320	321-330	331-340	341-350	351-360
4	出崎地区	361-370	371-380	381-390	391-400	401-410	411-420	421-430	431-440	441-450	451-460	461-470	471-480
5	十禅寺地区	481-490	491-500	501-510	511-520	521-530	531-540	541-550	551-560	561-570	571-580	581-590	591-600

瀬戸内海国立公園(岡山県地域)区域及び公園計画図(西部)

平成15年8月20日 環境省告示 第84号 公園区域の変更
第85号 特別地域の区域変更
第86号 公園計画の変更



(2) 各地区に共通する保全・整備方針

各地区に共通する保全・整備方針は次のとおりとする。

- ① 公園景観保護の観点から、工作物の新築、樹木の伐採、土地の改変等、公園の資質を低下させる行為については、支障が小さくなるよう指導する。
- ② 老朽化若しくは損壊した施設や廃屋、休憩所、看板、ベンチ等については撤去・改修の対応がなされるよう関係機関等と協力して所有者に働き掛ける。
- ③ 放棄竹林、耕作放棄地については適切な管理がなされるよう関係機関等と協力して所有者に働き掛ける。
- ④ 好展望地、多目的園地として多くの人に訪れてもらえるよう、普及啓発及び維持管理に努める。
 - ア 誰にでもアクセスの容易な展望地の情報や、交通手段が限られている地域へのアクセス情報、新たな見所や利用形態など、利用者への情報の発信に努める。
 - イ 関係機関等と協力し、地域の特性を活かした利用メニューの開発及び利用者へ利用方法に関する情報の発信に努める。
 - ウ 樹木が眺望景観を阻害している場所（特に展望園地、遊歩道先端部展望地）については、現在の利用状況及び地元住民の意向を踏まえたうえで、樹木の伐採・剪定を検討する。また、伐採後、再び展望が阻害されることのないように、地元で展望を維持していくための維持管理体制を確立する。
 - エ 清掃、施設の維持管理等、利用上支障が生じないよう事業執行者との連携を図る。
 - オ 事業執行者、関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。
- ⑤ その他
島嶼部の眺望対象として重要であるが規制の弱い場所、良好な自然環境を有しているが公園区域外の場所については多島海景観維持の観点から、特別地域への地種区分変更や公園区域への編入について関係機関と検討を続ける。

(3) 各地区の保全・整備方針

①^{ひなせ}日生諸島地区

ア. 夕立受山

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 夕立受山園地(標高 210m)東方から南方にかけて、曾島、鴻島、長島等を含む多島海やカキ筏の浮かぶ片上湾を一望できる備前地域を代表する好展望地となっている。 主要展望方向の主な島や岬等については公園区域外(長島、大平山等)、若しくは普通地域(鴻島、曾島等)となっている。 展望を阻害している樹木・植栽木等がみられ、多島海・内海等せっかくの素材を活かしきれていない場所がみられる。 周辺海域は虫明瀬戸と呼ばれており、9月に島嶼間から昇る朝日の風景は「迫門の曙」として玉葉和歌集に詠まれるなど、古くから歌や詩に詠まれている。 「虫明の迫門の曙見る折ぞ都のことも忘れにけり」平忠盛 (2)保全戦略 瀬戸内海らしさを醸し出しているカキ筏については現在の筏(数、材、色等)が積極的に保全されるような雰囲気作りに努める。 生長し、生息密度が高く展望を阻害している造園樹木については、剪定の実施及び移植・伐採の検討を事業執行者に働きかける。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 園地にはソメイヨシノやヒラドツツジ、サツキ等の栽培品種が植栽され、休憩舎、ベンチ、案内板、展望台、トイレ、園路等の施設が整備されているが、老朽化して使用不能な施設等もみられる。 (2)利用戦略 老朽化した施設(トイレ)、ゴミ箱等については利便性と風致景観維持の観点から改修もしくは撤去を検討する。 展望利用の他、ピクニック、花見等人々の憩いの場ともなっており、これらの利用が継続されるよう管理に努める。
3. 目標	美しい多島海とカキ筏の浮かぶ片上湾の風景が保全され、それらの魅力が最大限発揮されている、人々の集う、魅力ある展望地。
4. 指定地域	一帯が第2種特別地域に指定
5. 公園事業	・夕立受山園地(岡山県)

夕立受山園地(展望塔)から望む
カキ筏の浮かぶ多島海



イ. 鹿久居島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 ひなま 日生港の南約 0.6kmにある島。アオサギの集団繁殖地(西日本最大級)及びニホンジカ生息地となっており、島の東部は国指定鳥獣保護区に指定されている。 優れた常緑広葉樹林(ウバメガシ、ヤマモモ等)が見られる。また、貴重な食虫植物であるモウセンゴケやイシモチソウ等湿性植物が観察される湿原植物群落は、環境省の特定植物群落にも選定されている。 (2) 保全戦略 鹿久居島の森林は多島海景観の構成要素として重要であるだけでなく、湿原植物群落やアオサギの集団繁殖地があるなど、野生動物の生息にとっても欠かせぬものであることから極力伐採は行わないよう、関係者に働きかけ、今後も適正な保全を図る。 アオサギ等の野生動物については自然植生とのバランスが保たれるよう注意して情報収集に努める。 山火事防止のため、火入れ、たき火等の取扱いには、十分注意するよう島の居住者や施設の管理者及び利用者に働きかける。 自然公園法、鳥獣保護法に基づき今後も適切に野生動植物の保護に努める。 野生動物の生息状況について、定期的に生息数や生息地等についての現状把握に努めるとともに、個体数の増加等の問題が発生した場合は関係者と連携して迅速に対処する。 湿原植物群落については、特に生育環境の維持に十分配慮する。 その他、別紙1「国指定鹿久居島鳥獣保護区更新計画書」に基づき鳥獣の保護を図る。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1) 概況 自然環境豊かな離島を手軽に楽しめることから、県内だけではなく、京阪神からの利用者も多い。 春は潮干狩り、秋はミカン狩り(有機栽培が好評)が盛んであり、また年間を通して釣りの利用がある。 定期航路は本数が少ない(定期航路を利用した場合、一日では鹿久居島しか行けず、日生諸島の他の島を周遊することが不可能)。 利便性のよい海上タクシーについても、人々の認知度は低く、ガイドブックに料金が明記されていない等、気軽に利用しづらい側面があり、広く海上タクシーの利用が普及しているとは言い難い。本土との架橋計画がある(平成26年完成予定)。 歩道や園地、野営場、宿泊施設等の利用拠点が整備されており、草刈等の維持管理もなされている。カヌー、古代体験もできる。 自然観察の適地であるにもかかわらず、アオサギ、ニホンジカ、その他動植物を含む自然環境について学べる解説板等がほとんどみられない。 (2) 利用戦略 利便性の高い海上タクシーの存在について人々の認知度が高まるよう関係者に働きかける。 平成 26 年完成予定の本土との架橋計画について、完成の際は、本土からの利用増加、利用形態の変化等も考えられるため、交通のあり方等を含め、自然環境の保全等関係者において検討する必要がある。

	解説板の設置等、自然観察の手助けとなるような整備を検討する。
3. 目標	常緑広葉樹林等の自然植生に被われた島の風景、人工物が見られない寒河湾、日生湾の水道の風景が維持されており、アオサギの営巣地やニホンジカの生息地が自然環境とともに保護され、人々が手軽に離島ならではの雰囲気を楽しみ、島や海の特徴を活かした利用ができる、自然環境豊かな島。
4. 指定地域	島の東半分が第3種特別地域に指定
5. 公園事業	・鹿久居島中央部園地(岡山県及び備前市) ・鹿久居島中央部野営場(備前市) ・鹿久居島中央部係留施設(備前市) ・鹿久居島線道路(歩道)(備前市)
6. その他	国指定鳥獣保護区に指定

ウ. 大多府島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 日生港の南約6kmにある島。島の南岸は奇岩に富む、日生諸島でも有数の景勝地となっており、自然景観が残されている。 沖合には小豆島、東側遠方には家島諸島を望むことができる。 展望を阻害している樹木が歩道沿いの一部にみられる。 史跡としては、灯籠堂、六角井戸、元禄防波堤(防波堤としては初の国指定文化財)等がみられる。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 春の潮干狩り、夏の海水浴、年間を通して釣り等の利用がある。 定期航路は一日10便程度運行されており、利便性は確保されている。 島南側の海岸沿いは自然研究路の他に、東屋、ベンチ、トイレ等が整備されているが、自然研究路については一部、東屋及びベンチが老朽化しており、使用不能なベンチも見られる。 (2)利用戦略 自然資源と文化資源を十分活かした利用ができるような新たなコース設定を検討する。
3. 目標	島の財産として、奇岩や多島海といった自然環境と史跡等の文化遺産が適正に保全され、両者を一度に楽しめる魅力ある島。
4. 指定地域	港周辺の集落を除き、第2種特別地域に指定
5. 公園事業	・大多府島線道路(歩道)(岡山県及び備前市)

エ. 鴻島

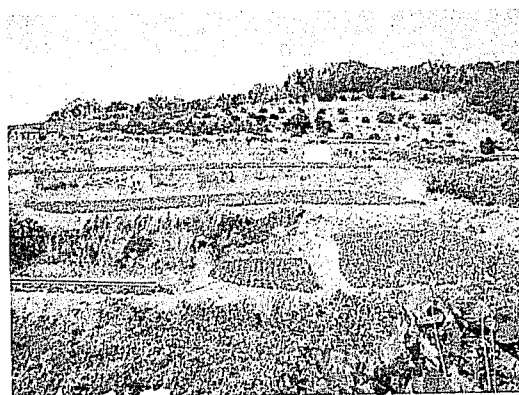
1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 日生港の南約4kmにある島。自然海岸もみられるが、急峻な山地が海岸に迫り、平地は少ない。斜面には、ミカン園や別荘が見られる。島中央部の泊山展望所からは日生諸島、小豆島、家島諸島等すばらしい多島海景観を一望することができる。 好展望地である大平山・主要展望方向の長島や岬等については公園区域外、若しくは普通地域(曾島等)となっている。 良好な自然環境を有している場所(自然海岸、森林等)があるが、普通地域となっている。 別荘が老朽化し、一部廃墟となっているところがある。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 夏の利用が多い。海水浴、潮干狩り、マリンスポーツ、釣り等の利用がある。また、秋にはミカン狩り客でにぎわう。京阪神地方からの利用も多い。 定期航路が一日5便程度運行されている。 鴻島港には待合所やトイレ等の利用施設が整備され、泊山展望所には地元住民による手作りの看板、ベンチ等が整備されている。 島内に案内看板が存在しないため、道が分かりにくい。 (2)利用戦略 利便性向上の観点から、案内板の整備の検討を関係機関等に働きかける。
3. 目標	美しい多島海景観が保全され、展望、海のレジャー、ミカン狩り等多目的な利用ができる島
4. 指定地域	島全域が普通地域に指定
5. 公園事業	なし

②牛窓地区

ア. 蕪崎

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 蕪崎園地は日本のエーゲ海とも称される前島を中心とする牛窓諸島の多島海、南方には古刹本連寺三重の塔等牛窓の昔ながらの町並みを望むことができる展望地である。 隣接する牛窓神社には環境省の特定植物群落に選定されている優れた自然林(ヤマモモ・クロガネモチ林)がみられ、適正に保護されている。また、牛窓神社から牛窓海水浴場に通ずる歩道は神社により、適切な維持管理が行われている。 牛窓海水浴場は前島を望む穏やかな砂浜となっており、半島の先端部(蕪崎、ほろあなさま鯨網崎)には昔ながらの段々畑が広がっている。ヨットが浮かぶ牛窓湾ののどかな風景は、当地区を特徴づける風景として定着している。 海上を移動する船から岬、鼻、多島美や段々畑が見られる。また、黒島の砂州、琴引の瀬戸の潮流などの特異な景観を呈する。 蕪崎園地については、施設、美化清掃ともに特段問題はみられない。展望を阻害する樹木もなく、良好な展望地として維持管理がなされている。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 牛窓海水浴場は前島を望む穏やかな浜となっており、夏は家族連れでにぎわう。また、年間を通して釣りの利用がある。 牛窓海水浴場は安全で快適な利用ができるよう、適切な管理が行われている。 (2)利用戦略 日生諸島地区と一体となった自然探勝クルージング等の利用の推進を図る。
3. 目標	多島海、昔ながらの町並み、自然林、段々畑等の風景が保全され、それらの魅力を最大限活かし、釣り、海水浴、ハイキング、自然探勝等多目的な利用のできる、人々の集う、魅力ある場所。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・蕪崎園地(岡山県、瀬戸内市)

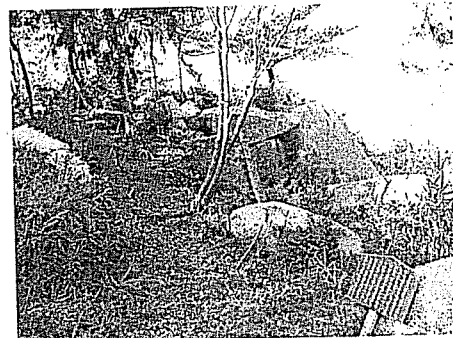
蕪崎の半島先端部(第二種特別地域)の段々畑
キャベツや白菜が植えられている



イ. 前島

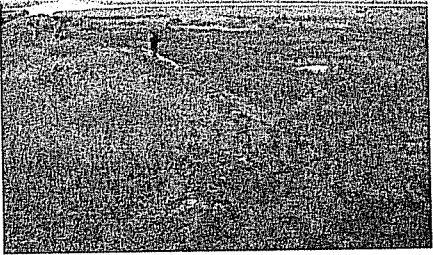
1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 牛窓の沖合約 300mにある島。キャベツやスイカなどの野菜栽培が盛んである。 アカマツを中心とする良好な自然林景観を有しており、島の周囲のほとんどが自然海岸となっている。 大坂城が築城されたときの採石の跡が残っている。 歩道沿いの樹木が展望を阻害している場所がみられる。 島東部は良好な森林景観、自然海岸がみられ保安林に指定されているが、普通地域となっている。 海上を移動する船から岬、鼻、多島美や段々畑が見られる。また、黒島の砂州、琴引の瀬戸の潮流などの特異な景観を呈する。 (2)保全戦略 島嶼等の外観の保全に努める。 大坂城築城残石群については歴史的文化遺産として今後も適正な保存を図る。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 潮干狩りや海水浴が楽しめ、夏を中心に利用者でにぎわう。また、年間を通して多くの釣りの利用がある。 島内には海水浴場が数カ所あり、規模は小さいながらも、安全で快適な利用ができるよう、適切な管理が行われている。 大坂築城残石群についての案内看板が設置されており、内容も充実している。 歩道については、施設、美化清掃ともに特段問題はみられない。 (2)利用戦略 日生諸島地区と一体となった自然探勝クルージング等の利用の推進を図る。 歩道の計画があるが、実際の歩道と計画が異なっているため、公園計画の点検の際は、現況のルートに計画を変更する。 現在、園地の計画があり、実際、展望台があるため、公園事業として執行がなされるよう、関係者に働きかける。
3. 目標	多島海、自然海岸、自然林の風景が保全され、それらの魅力を最大限活かし、展望、釣り、海水浴、キャンプ、ハイキング、サイクリング、自然・歴史遺産巡り等多目的な利用のできる、人々の集う、魅力ある島。
4. 指定地域	全域が普通地域に指定
5. 公園事業	なし

大坂城築城残石群



ウ. その他、牛窓地区において自然環境・風景の保護及び利用誘導の観点から特筆すべき場所

(ア) 錦海塩田跡地

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 公園区域外ではあるが、蕪崎の北側には塩性湿地(塩田跡)が広がっており、貴重な昆虫類、塩性植生を有する湿地として、環境省の特定植物群落、重要湿地500に選定されている。しかし、法に基づく、保護・担保措置は何もとられていないのが現状である。 < 邑久郡の塩性湿地(環境省重要湿地500)概要 > 新種と見られるミズギワカメムシ、ゴミムシ、クモ、ハネカクシなどが生息する。ハマベゴミムシ、オオモンコミズギワゴミムシ、チビマルガムシ(水生)、オオツノハネカクシなど海岸砂浜に由来する甲虫類が多い。昆虫類はエリザハンミョウ、コハンミョウ、チビマルガムシ、オオツノハネカクシ、アカヒメコメソキモドキなどの甲虫類の他、未知種1種を含むミズギワカメムシ類も多く、このような湿地が残されていることは、学術上重要。アッケシソウ群落が残存している。 (2) 保全戦略 当該湿地について、調査を実施し、公園区域への編入等を検討する。 また、保護に向けて、関係機関等との連絡調整を図る。 塩田跡地(公園区域外) 湿地、畑(採草地)となっており、 猟期にはカモ等の狩猟も行われる 
------------------------	--

(イ) 長島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 虫明湾の南西に位置し、本土側と橋で繋がった島。東西約4kmの細長い島である。公園区域外ではあるが、良好な自然林景観と自然海岸が保たれている。 (2) 保全戦略 自然林景観及び自然海岸を保護するため、公園区域への編入を検討する。
------------------------	--

おおひらやま
(ウ)大平山

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1)概況

公園区域外ではあるが、大平山からは、長島、木島、段島をはじめ、鴻島、大多府島、前島、小豆島の多島海を眺めることができる。また、周辺海域は虫明瀬戸と呼ばれており、9月に島嶼間から昇る朝日の風景は「迫門の曙」として玉葉和歌集に詠まれるなど、古くから歌や詩に詠まれている。

「虫明の迫門の曙見る折ぞ都のことも忘れにけり」 平忠盛

また、大平山は視点場としての機能が重要ではあるが、既に野鳥の森としての整備が行われており、人々の憩いの場でもある。

視点場である大平山、視対象である長島、木島、段島は、公園区域外となっている。

また、頂上部は展望地としての整備が行われておらず、主要展望方向の樹木により、展望が阻害されている。

(2)保全戦略

視点場である大平山、視対象である長島、木島、段島の自然林景観および自然海岸等を保護するため、公園区域への編入を検討する。

(エ)住吉島のウバメガシ林(普通地域、県天然記念物)、久々井湾沿岸に点在するフクドやハマサジ、ハママツナから成る海浜植物群落(国立公園区域外)は、環境省の特定植物群落に選定されている。

③金甲山・貝殻山地区

ア. 金甲山

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 金甲山(標高 403m)は、南方に豊島、石島、直島等の備讃瀬戸の島嶼、さらには、五剣山、屋島、五色台及び四国山地が、また、北方には児島湾、岡山平野、市街地を眺望できる備讃瀬戸東部を代表する好展望地である。 主要展望方向にあり、多島海景観を構成している一部の島は、普通地域(井島、ハタゴ島、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏風島、杵島、安野島、京ノ上臈島、局島、六郎島、冢島等)となっている。 主要展望方向にあつて良好な森林景観を有する本土域(大乗権山、向山、天満山等)については公園区域外となっている。 車道沿いの樹木が展望を阻害している箇所がみられる。 平成 16～18 年度に環境省グリーンワーカー事業により展望を阻害する樹木の伐採を行い、眺望が改善した。 山の中腹には、不法投棄が見られる箇所がある。 (2)保全戦略 修景後は、下草刈りや枝払いなどの樹木管理が行われるよう地元NPO等に協力を呼び掛ける。 不法投棄対策については、事業執行者においてこれまでも行っている路肩広場への侵入を防ぐ柵を設ける等の対策を働きかける。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 岡山県執行の園地は整備が行われているが、老朽化して使用不能な施設等も見られほとんど利用されていない状況にある。 民間事業者執行の休憩舎については、老朽化し、現状のままでは使用不能な施設状態となっている。 車道沿いの交通安全柵は、ガードレールやガードケーブルが混在しており、特にガードレールは老朽化している箇所がみられる。 ヘアピンカーブが続く山道であることから暴走行為もみられる。 (2)利用戦略 暴走行為については、事業執行者においてこれまでも行っている中央分離帯に段差を設ける等の対策を継続していくよう働きかけ、公園利用者の安全を確保する。
3. 目標	備讃瀬戸東部を代表する好展望地として、展望の対象となっている多島海景観が保全され、かつ、その魅力が最大限発揮されて人々が気軽に訪れ集う、魅力ある展望地。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・金甲山園地(岡山県、岡山市、民間) ・金甲山線道路(車道)(岡山県) ・東光寺山園地(岡山県) ・貝殻山金甲山線道路(歩道)(岡山市) 金甲山より多島海を望む 

イ. 天目山・貝殻山・八丈岩山

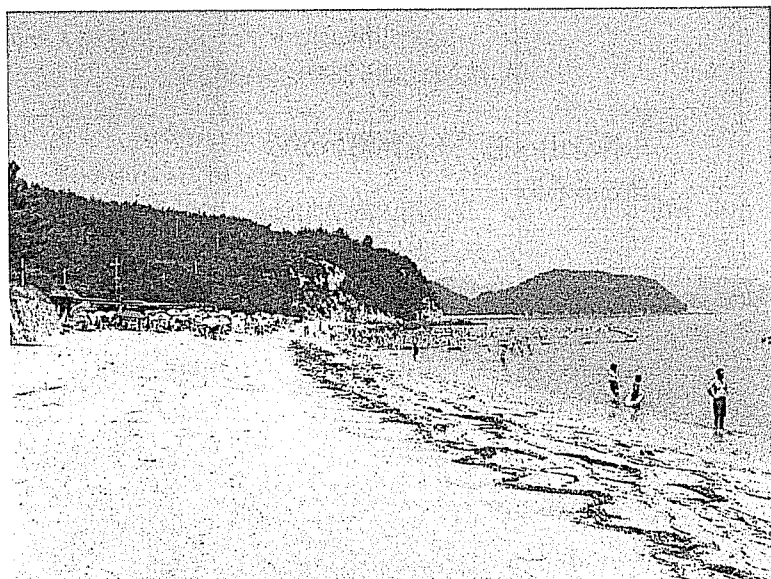
1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 一帯は、直島諸島、犬島、小豆島等の多島海、さらには、屋島や五剣山も眺めることが出来る備讃瀬戸東部を代表する好展望地である。 貝殻山線道路の周辺にはイトイヌノハナヒゲやコイヌノハナヒゲなどから成る湿性植物群落が生息し、環境省の特定植物群落に選定されている。 主要展望方向にあり、多島海景観を構成している一部の島は、普通地域(銚島、井島、牛ヶ首島、喜兵衛島、京ノ上島、局島、六郎島、家島等)となっており、犬島諸島(犬島、沖鼓島、犬ノ島、地竹ノ子島、沖竹ノ子島等)は公園区域外となっている。 良好な森林景観を有する本土域(波張崎、梅ヶ原山、出崎半島の付け根部分の半島等)についても公園区域外となっている。 車道及び歩道沿いの樹木が展望を阻害している箇所がある。 貝殻山・天目山においては、平成17年度に環境省グリーンワーカー事業により、展望を阻害する樹木の伐採を行い、眺望が改善した。 (2)保全戦略 修景後は下草刈りや枝払いなどの樹木管理が行われるよう地元NPO等に協力を呼び掛ける。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概要 トレッキング、キャンプ、ピクニック等多目的な利用のできる憩いの場ともなっている。また、都市部から近いこともあり、年間を通じて多くの利用者が訪れる。 周辺には歩道、野営場、宿舎、園地等が整備されている。 貝殻山には園地が整備されているが、休憩舎のベンチ及びタイルが老朽化している。歩道についても整備が行われているが、一部、土壌が流出し、階段が破損している箇所がみられる。天目山のトイレは老朽化している。 車道沿いの交通安全柵は、ガードレールやガードケーブルが混在しており、特にガードレールは老朽化している箇所がみられる。 (2)利用戦略 多目的な利用が継続されるよう管理に務める。
3. 目標	備讃瀬戸東部を代表する好展望地として、展望の対象となっている多島海景観が保全され、かつその魅力が最大限発揮されて人々が気軽に訪れ集う、魅力ある展望地。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・虎口池野営場(岡山県、岡山市) ・貝殻山園地(岡山県、岡山市) ・貝殻山線道路(車道)(岡山県、岡山市) ・貝殻山金甲山線道路(歩道)(岡山市) ・三頂山園地(岡山県、岡山市) ・両堤池宿舎(岡山市) 貝殻山より多島海を望む 

ウ. 高島

1. 風致景観及び 自然環境の保 全に関する事 項	○概況 児島湾の百間川^{ひゃっかんがわ}河口に位置する無人島。昭和 15 年に神武天皇聖跡の地として国の史跡に指定されており、島には祭祀遺跡のほか、縄文、弥生時代の遺跡が多く残されている。 トベラ、ウバメガシ等の常緑広葉樹林や、海岸にはハマダイコン、ハマゴウなどの海浜植物がみられる。 島の大部分を占める山林の一部にカワウやアオサギ、コサギが営巣し、樹木が枯れてかつてのヤマザクラ等の風景が失われつつある。
2. 目標	遺跡や本来の自然植生が周辺の干潟等と一体的に保全されている島。
3. 指定地域	島全体が第二種特別地域に指定
4. 公園事業	なし

④^{でさき}出崎地区(出崎海水浴場)

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 周囲はアカマツ等の自然植生に被われ、白砂青松の景観を呈しているほか、周辺の自然海岸も良好な状態で維持されている。また、水質もよい。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 水上バイクの利用禁止等の措置がとられており、安心して泳げる家族向きの海水浴場となっている。 海水浴場開設期間は毎年7月中旬から8月上旬となっており、その期間以外の利用者は少ない。また、全国でも珍しいドッグ専用ビーチ(平成17年新設)がある。 駐車場、トイレ、シャワー等が整備されている。また、海水浴時にはサメ除けネットが設置され、施設の管理、美化清掃ともに適正に行われている。 一帯の土地は民間会社の所有となっており、ゴミの不法投棄対策のため、海水浴場開設期間以外は車両の乗り入れはできない。 (2)利用計画 水泳場事業の計画があるが、事業決定及び事業執行はなされていないため、これらを実施し、既存の園地や係留施設は水泳場の付帯施設と位置づける等、公園事業上の整理・統合を検討する。
3. 目標	現在の白砂青松の美しい海岸を維持しつつ、安全・安心で快適な利用ができる、人々の集う、魅力ある海水浴場。
4. 指定地域	出崎半島一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・出崎園地(玉野市・・・トイレ、ベンチ 民間・・・シャワー施設、駐車場) ・出崎係留施設(岡山県) ・出崎周廻線道路(歩道)(岡山県)
6. その他	なし



海水浴シーズンの出崎海水浴場

⑤十禅寺地区

1. 風致景観及び 自然環境の保 全に関する事 項	○概況 十禅寺山(標高 237m)は、玉野市街をはじめ、出崎半島、直島諸島を眺めることができ、気軽に行ける県南の名山である。 平安時代には山上に寺院が開かれ、一時はその数が十坊あったと伝えられている。 金剛峰、不老峰、西光峰、中將峰などの峰々の名はこれらの山上伽藍の呼び名に由来。 主要展望方向にあり、多島海景観を構成している一部の島は、普通地域(井島、ハタゴ島、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏風島、杵島、安野島、京ノ上臈島、局島、六郎島、家島等)となっている。 樹木が繁茂しているため、展望が阻害されているところ(休憩舎、歩道沿い)、薄暗い歩道がみられる。また放棄竹林、放棄畑や放置された軽トラック、廃屋がみられる。
2. 適正な利用の 推進に関する 事項	○概況 地元住民を中心とした散策、ハイキング、神社参拝等の利用がなされており、これらの利用が継続されるよう管理に努める。 展望地、歩道、トイレ等の施設については玉野市において草刈り、清掃等の適切な管理がなされている。
3. 目標	展望の対象となっている多島海景観が保全され、かつ、それらを眺めながら、気軽にハイキングを楽しめる山。
4. 指定地域	山頂部が第二種特別地域、その周囲が普通地域に指定
5. 公園事業	なし

十禅寺山へ通ずる道路沿いから
望む多島海



おうじがだけ
⑥王子ヶ岳地区

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 王子ヶ岳は巨岩・奇岩を随所にみることができるだけでなく、各展望地からは大槌島、小槌島、堅場島等備讃瀬戸の美しい島々や四国側の山々を眺望できる、備讃瀬戸を代表する好展望地である。 日の出や夕景が美しく、波穏やかな瀬戸内海を行き交う船舶や航跡が特有の景観を呈する。また、ソメイヨシノやヤエザクラ、コバノミツバツツジ、ヤマツツジの名所でもある。 視対象の島々(大槌島、祖父祖母島、堅場島、釜島等)は特別地域に指定され、適正に保全されている。一部樹木が展望を阻害している場所がみられる。 (2)保全戦略 地元で眺望を維持していくための維持管理体制の目途が立った場合は、樹木が眺望を阻害している場所(特に新割山、桜園地)について、多島海景観が展望できるよう、樹木の伐採・剪定を実施する。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 四季を通じ、展望利用、花見(サクラ、ツツジ等)ピクニック利用がなされており、利用者も多い。 パラグライダーのフライトポイント、ロッククライミングのフィールドとしても人気が高い。 山麓の海岸部では、潮干狩り(高洲干潟、3月～9月の大潮の干潮時に姿を現す干潟。渡船あり。)や観光クルージングが行われている。休憩舎、ベンチ、トイレ、レストハウス、駐車場等が整備されている。 老朽化し、使用不能な施設(看板、ベンチ、灰皿等)も一部みられるほか、ノラネコの棲みつきや不法投棄等の問題もみられる(新割山、桜園地)。 (2)利用戦略 王子ヶ岳の巨大岩については、落石の危険性があるため、関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行う等安全確保に努める。
3. 目標	備讃瀬戸を代表する好展望地として、多島海景観の魅力を最大限引き出し、楽しめるような展望地であるとともに、人々が気軽に訪れ、展望以外にも自然環境を活かした、多目的な利用(ハイキング、花見、ロッククライミング、潮干狩り、クルージング等)ができる場所。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	王子ヶ岳渋川集団施設地区 ・王子ヶ岳渋川園地(岡山県、倉敷市、玉野市) ・王子ヶ岳渋川宿舎 ※未完成 ・王子ヶ岳渋川野営場 ※未完成 ・王子ヶ岳渋川給水施設(倉敷市) ・王子ヶ岳山上線道路(車道)(岡山県、倉敷市) ・王子ヶ岳山麓線道路(車道)(岡山県)

⑦渋川地区(渋川海岸)

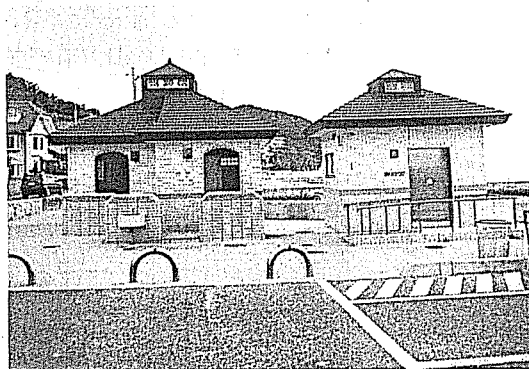
1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 渋川海岸は、砂浜の背後に松林を有し、「日本の白砂青松 100 選」「日本の渚 100 選」「快水浴場 100 選」に指定されている。また、海岸からは備讃瀬戸の多島海や瀬戸大橋を望むことができ、夕景及び夜景は特に美しい。 塩害により、一部枯死しているクロマツが見られたが、平成 16、17 年度の環境省グリーンワーカー事業及び玉野市による樹木活性剤の散布、支柱の設置、枯損樹枝の除去等の対策が行われ、樹勢も徐々に回復しつつある。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 夏季(7月～8月)の海水浴利用が最も多く、岡山県内最大の利用者数を誇る海水浴場である。四季を通じてマリンスポーツが盛んである。 夏の海水浴期間は渋川海水浴場運営協議会(以下、「協議会」という。)が中心となり、監視員の配置等安全対策を講じているが、ゴミ(たばこの吸い殻、花火等)や騒音(水上バイク)等の問題が生じている。海水浴シーズン以外は特段の問題は生じていない。 園地(トイレ、シャワー)、野営場、宿泊施設及び駐車場等公園利用に必要な施設が整備されている。夏の海水浴期間は協議会が中心となり、施設の管理、美化清掃が行われている。(別紙2「渋川海水浴場運営協議会施設対策委員会議事録(抜粋)」以下、「議事録」という。) (2)利用戦略 特に、夏の海水浴シーズンにおけるゴミ及び騒音問題については、協議会が利用マナー向上への取組や、水上バイクの取り締まり等の対策を講じる。 使用の見込みのない老朽化した施設については撤去するよう、関係機関と共に所有者に働きかける。 渋川海水浴場の仮設売店などの設置については、施設の混雑や業者又は利用者間のトラブルを防ぐため、議事録を遵守するものとする。 当集团施設地区の宿舍事業の取扱い、別紙8「王子が岳渋川集团施設地区(渋川地区) 宿舍事業の取扱方針」のとおりとする。
3. 目標	白砂青松の美しい海岸を保全しつつ、安全で快適な利用ができる、人々が気軽に訪れ集う、魅力ある海水浴場。
4. 指定地域	海岸部が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	渋川は集团施設地区 ・王子ヶ岳渋川園地(岡山県及び玉野市) ・王子ヶ岳渋川駐車場(岡山県及び玉野市) ・王子ヶ岳渋川野営場(岡山県) ・王子ヶ岳渋川係留施設(玉野市) ・王子ヶ岳渋川博物館(玉野市) ・王子ヶ岳渋川休憩所(玉野市及び民間) ・王子ヶ岳渋川宿舍(民間) クロマツと白砂の渋川海水浴場 

6. その他

(1) 国有財産の管理

[渋川] 施設内容 土地・・・2,289 m² トイレ 一棟・・・18 m² 他目的トイレ 一棟

国有財産施設（トイレ）



渋川駐車場は、主に海水浴利用者のための駐車場として各施設を整備充実してきている。施設の管理については、今後とも、玉野市および地元町内会の協力を得て、定期的に施設の点検を実施し、7, 8月の利用集中期には特に快適な利用が出来るよう、維持していくものとする。

ゆがさん
⑧由加山地区

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 日本三大権現の一つ、また厄除けの総本山として知られ、二千有余年の歴史を持つ。由加山と金比羅山の両参りとしても有名。 由加山神社と蓮台寺の参道周辺は、門前町として落ち着いたたたずまいを残す町並み景観を呈するが、一部老朽化若しくはシャッターが閉まったままの建物もみられる。 ツブラジイ、ソヨゴ等の常緑広葉樹を中心とした自然林(シイノキ林)がみられ、社寺林として保護されており、環境省の特定植物群落にも選定されている。 (2)保全戦略 参道周辺については、規模・構造・デザインが一带の雰囲気をおかしくすることのないよう留意する。 門前町の老朽化した建物については門前町景観維持の観点から改修若しくは撤去を所有者に働きかける。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 由加山神社、蓮台寺への参拝客が多い。 由加山桜園地にはソメイヨシノが植栽され、休憩舎、ベンチ、案内板、トイレ、園路等の施設が整備されているが、サクラの植栽密度が高く、枯損木も多い。また、休憩舎、トイレ等は老朽化している。園地は展望、ピクニック、花見等人々の憩いの場ともなっており、以前は花見が盛んであったが、今はそれほどではない。 豊かな自然環境を有しているにもかかわらず、それらについて学べる解説板等がほとんどみられない。 (2)利用戦略 園地内のサクラについては枯損木及び枯損枝の除去を行い、剪定等維持管理を働きかける。 休憩舎、トイレについては老朽化しているものもあるが、安全上の問題はみられないため、維持修繕、清掃等の維持管理に努める。 案内板の設置等自然観察の手助けとなるような手だてを検討する。
3. 目標	優れた自然景観と歴史のある神社、寺院、門前町を堪能できる山。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・由加山園地(岡山県、倉敷市)

⑨ 鷺羽山地区

ア. 鷺羽山

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 鷺羽山は標高 133mの岬状の台地で、巨岩も多く、また、備讃瀬戸に突出しており、三方を海に囲まれている。名の由来はこの山を東北から遠望すると、あたかも大鷺が翼をひろげた形に見えることから名づけられたものであり、江戸中期にはその名が文書にもあらわれている。 六口島、釜島、松島及び塩飽諸島等多島海景観を望むことの出来る瀬戸内海国立公園随一の展望地であり、国の名勝にも指定されている。 アカマツやクロマツが生育しており、下層にはコバノミツバツツジやヤマツツジ等が見られる。また、鳥類も豊富であり、留鳥のほか、ホトギス、ジョウビタキ等の渡り鳥も見られる。さらに、鷺羽山突端の久須美鼻付近には磯が発達しており、磯浜の動植物が見られ、鷺羽山一帯は自然観察の適地ともなっている。 約2万年前の石器が収集されているほか、6世紀後半につくられた古墳等の文化遺産もみられる。 平成16～18 年度に環境省グリーンワーカー事業により展望を阻害している樹木の伐採を行い、眺望が向上しつつある。また、鷺羽山の景観を考える会、鷺羽山地区パークボランティア等の団体があり、さまざまな活動を行っている。 当初の瀬戸内海国立公園の候補地は小豆島と屋島のみであったが、鷺羽山からの展望のすばらしさが昭和の初めに見いだされた結果、鷺羽山を核心部として瀬戸内海国立公園は誕生した。 (2) 保全戦略 伐採して展望の良くなった箇所が樹木により再び展望が阻害されることがないよう、関係機関とともに随時、現況把握を行い、必要な対策について検討する。 鷺羽山の巨大岩については、落石の危険性があるため、関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行う等、安全確保に努める。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1) 概況 岡山県を代表する観光地であり、利用者も多い(163 万5千人、H16 年岡山県調べ)。 展望、ハイキング、自然観察、観光船等の利用がある。 休憩舎、ベンチ、案内板、トイレ、レストハウス、園路等のほか、当該地における自然及び文化について学ぶことのできるビジターセンターも整備されているが、施設の一部が老朽化し、使用不能な箇所もみられる。また、一部展示内容も古くなってきている。 利用者の多くが、第二展望台までの利用であり、多島海景観のすばらしい鷺羽山山頂やビジターセンターまで訪れる人が相対的に少ない。 身体障害者等の場合は車で第二展望台及びビジターセンターまで行くことが可能である。 駐車場入口の建物が老朽化している。

	(2)利用戦略 第二展望台を中心とする利用だけではなく、鷺羽山山頂、ビジターセンター等の利用誘導の方策、特にビジターセンター等への利用誘導策(案内、魅力ある展示内容、解説、観察会等)を関係機関等とともに検討する。 ビジターセンターの今後のあり方(管理、運営、展示内容、観察会、広報等)について事業執行者及び関係機関等において検討する。ビジターセンターにおける使用不能なものについて撤去若しくは修理を検討するよう事業執行者に働きかける。 駐車場入口の建物について撤去若しくは改修を検討するよう事業執行者を指導する。
3. 目標	わが国最初の国立公園の原点の地として、塩飽諸島を中心とする多島海の展望や自然・史跡等を満喫できる山。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・鷺羽山園地(岡山県、倉敷市) ・鷺羽山宿舎(倉敷市、民間) ・鷺羽山博物展示施設(岡山県) ・下津井線道路(車道)

鷺羽山山頂より塩飽諸島
及び瀬戸大橋を望む



イ. 通仙園

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 通仙園は葛島、イサロ濃地島、細濃地島、太濃地島、上濃地島及び水島灘等多島海景観を望むことの出来る展望地である。 アカマツ及びその下層にはコバノミツバツツジ生育し、ツツジの名所としても知られており、4月下旬の開花時には多くの利用者が訪れる。 しかし、森林の常緑樹林化が進んでおり、コバノミツバツツジが光不足のために枯死しつつある。 (2)保全戦略 健全なコバノミツバツツジの生育及び景観維持の観点から、必要に応じて管理者が樹木の伐採・剪定等維持管理を行うよう働きかける。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 コバノミツバツツジ開花時の利用者は多いが、それ以外の時期は展望、ピクニック等の利用ができる。ハイキングの適地でもある。 休憩舎、ベンチ、トイレ、園路等が整備されており、維持管理はきめ細やかに行われている。 (2)利用戦略 多目的な利用が継続されるよう管理に務める。
3. 目標	多島海の展望やコバノミツバツツジの開花を楽しめる園地。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・通仙園園地(岡山県)

通仙園から濃地島を望む



ウ. 龍王山^{りゅうおうざん}

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 山頂からは鷺羽山をはじめ、塩飽諸島などの多島海景観を展望することができる。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 散策、ハイキング等の利用がなされ、ベンチ、歩道等が整備されている。 (2)利用戦略 これらの利用が継続されるよう管理に努める。
3. 目標	多島海の展望やハイキングを気軽に楽しめる山。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	なし

エ. その他、鷺羽山地区内において自然環境、風景の保護・保全及び利用誘導の観点から特筆すべき場所

(ア) 六口島の象岩と周辺海岸^{ろくぐち}

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 下津井港の南西約2kmにある島。花崗岩が浸食作用によって出来た奇形岩塊の特異な景観。また、周辺の自然海岸とともに美しい海岸景観をつくっている。島全域が第二種特別地域に指定されている。 (2)保全戦略 海岸線の地形の改変を避け、景観の維持を図る。
------------------------	---

(イ) 三百山^{さんびやくやま}

2. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 鷺羽山連峰を構成する三百山(標高 135m)からはイサロ濃地島、細濃地島、太濃地島、上濃地島及び水島灘等多島海景観を望むことの出来る展望地である。特に夕景は美しく、日本の夕陽百選ともなっており、晴れた日の夕方には写真愛好家が数多く訪れる。 また、探鳥コースも設けられており、手軽に散策、自然観察等を楽しむこともできる。 現在、公園区域外となっている。 (2)保全戦略 展望、散策、自然観察等の適地であることから、公園区域への編入を検討する。
------------------------	---

⑩笠岡地区

ア. 御嶽山

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 御嶽山は、水島灘に面し、標高 310 メートルの山である。^{げんこうだい} 玄壇台展望地からは、高島、白石島、北木島、真鍋島等笠岡諸島を中心とする多島海景観を眺望でき、日の出・夕景も美しい。 山頂から山麓にかけて^{りゅうおうぐう} 龍王宮、^{みなまこかげん} 御滝権現、御嶽山 33 観音等があり、地元の厚い信仰の対象となり親しまれている。貝塚・古墳・城址・碑などがあり、踊り、民話等も伝承されている。また、カクレミノ等の常緑広葉樹を主とした優れた自然林が見られる。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 手軽に登れる山としてハイキングの利用もみられ、遊歩道、トイレ、駐車場、休憩舎、ベンチ等が整備されている。 絶好の展望地であるにもかかわらず、登山道入り口の県道(公園区域外)に案内看板がない。 (2)利用戦略 登山道入り口に案内看板の表示を検討するよう事業執行者に働きかける。
3. 目標	展望の対象となっている笠岡諸島を中心とする多島海景観が保全され、かつ、それらを眺めながら気軽にハイキングを楽しめ、自然を満喫できるような魅力ある山。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	・御嶽山園地(岡山県) ・御嶽登山線道路(歩道)(岡山県) 御嶽山展望台より笠岡湾を望む

イ. 寄島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 干拓により本土と陸続きになった島ではあるが、展望地からは地元のシンボルである三郎島(三つ山)をはじめ、笠岡諸島や^{しおく} 塩飽諸島等を望むことができる。また、日の出・夕景も美しい。島の南側は良好な自然海岸を有しており、ハマヒルガオ、ハマナデシコ等の海浜植物が生育する。 眺望を阻害している樹木がみられ、せつかくの素材を活かし切れていない場所がみられる(特に西の展望地及び東の展望地)。
------------------------	---

2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 釣りやキャンプ等の利用がみられる。 園地整備がなされており、休憩舎、ベンチ、展望台、トイレ等が整備されている。東の展望地にある展望休憩所は床が一部破損しており、使用不能となっている。歩道沿いの転落防止柵の一部が損壊している。 (2)利用戦略 ゴミ等の散乱が無いよう管理に務めるとともに、使用不能施設の対応を管理者に働きかける。
3. 目標	展望の対象となっている多島海景観及び自然環境(白砂の自然海岸及び海浜植物等)が保全され、展望、ピクニック、釣り、キャンプ等の多目的な利用ができる自然環境豊かな島。
4. 指定地域	南側が第二種特別地域、北側が普通地域に指定
5. 公園事業	・寄島園地(岡山県、寄島町)

ウ. 青佐鼻

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	○概況 青佐山(標高 249m)は、別名寄島(又は青佐)富士とも呼ばれ、本来笠岡諸島及び塩飽諸島を眺めることができる山である。 中腹には、幕末に嶋方藩が築いた砲台(御台場)跡があり、現在は、展望台として整備され、瀬戸大橋や塩飽諸島、四国の山々を眺めることができ、また日の出の名所としても知られている。 山頂部を含めて、樹木が生い茂り、多島海展望地としての特性を活かし切れていない場所が多い。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 御台場展望台については、道路沿いでもあり、アクセスが容易なことから利用者も見られるが、登山道の入り口が非常に分かりにくいことから、利用者はほとんど見られない。 既存の歩道が見られるが、その他の施設整備は行われていない。 (2)利用戦略 案内板の整備の検討を関係機関等に働きかける。
3. 目標	展望の対象となっている多島海景観が保全され、かつ、それらを眺めながら、気軽にハイキングを楽しめる山。
4. 指定地域	一帯が第二種特別地域に指定
5. 公園事業	なし

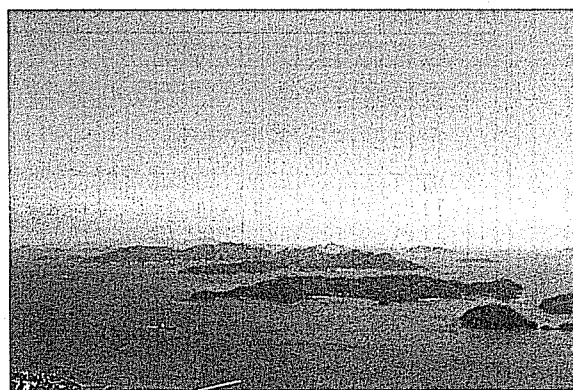
エ. 笠岡湾内カブトガニ生息地については、別紙3「笠岡市カブトガニ保護条例」による。

⑪ 笠岡諸島地区

ア. 高島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 笠岡港から南西約 12km、笠岡諸島の最北端に位置する島。古くから瀬戸内海航路の要衝として栄え、遺跡も多い。島の南側にある遊歩道沿いには巨石がみられ、特に子はらみ石は陰石としては日本屈指の巨石とされている。また、島の南側にある遊歩道途中の神ト山^{かみうらやま}からは笠岡諸島の多島海景観を望むことが出来る。 島全体が国の名勝に指定されている。 歩道からの多島海の展望が魅力の島であるが、一部、樹木によって展望が阻害されている箇所がみられる。 (2)保全戦略 航路から見た景観に配慮して、島嶼の外観の保全に努める。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 近年、観光と漁業の島となっており、観光底引き船、定置網などの漁師体験も人気を得ている。 島の南側には遊歩道が整備されている。 (2)利用戦略 四季折々催される人文景観巡りやスナメリ、トビエイ、ウミホタル等の観察クルージング等、利用の促進を図る。
3. 目標	巨石や多島海等の自然環境及び史跡等の文化遺産が保全され、それらを満喫できる歩道等が維持され、ゆったりとした時間を過ごすことのできる島。
4. 指定地域	南部は第二種特別地域、北部は普通地域に指定
5. 公園事業	・高島線道路(歩道)(笠岡市)

梅丸山より笠岡諸島を望む



イ. 白石島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 笠岡港から南へ約 10kmに位置する島。笠岡諸島を一望できる展望地を有し、巨岩奇岩が随所にみられる。 アカマツやウバメガシを中心とする植生である。 島全体が国の名勝に指定されている。 巨岩奇岩のうち「鎧岩」は天然記念物に指定されている。 (2)保全戦略 航路から見た景観に配慮して、島嶼の外観の保全に努める。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 近年、トレッキング、海水浴、シーカヤック等自然環境を満喫できる島として注目を集めている。 優雅で美しい盆踊りである「白石踊」は国の重要無形民俗文化財となっている。 島の7つの峰を結ぶ歩道には、休憩舎、ベンチ、テーブル等が設けられ、よく維持管理がなされている。 (2)利用戦略 四季折々催される人文景観巡りやスナメリ、トビエイ、ウミホタル等の観察クルージング等、利用の促進を図る。
3. 目標	鎧岩をはじめとする巨岩・奇岩及び多島海等の自然環境が保全され、それらを満喫できる歩道等が維持されて、トレッキング展望、海水浴、シーカヤック等を満喫できる島。
4. 指定地域	東部、西部は第二種特別地域に、中央部は普通地域に指定
5. 公園事業	・白石島園地(岡山県、笠岡市) ・白石島宿舎(個人)

ウ. 真鍋島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 笠岡港から南へ約 31kmに位置する島。年間を通して霜の降りない温暖な気候である。 島の最高峰である城山(標高 127m)に至る歩道も整備されている。山頂からは笠岡諸島を中心とする多島海景観を展望することができるが、展望を阻害している樹木がみられる。 港には古い石積みの堤防と密集した漁村集落の佇まいを残し、瀬戸内海の原風景を有している。 (2)保全戦略 航路から見た景観に配慮して、島嶼の外観の保全に努める。 視対象である公園区域外の北木島について、島の南部をはじめとして優れた自然海岸及び森林景観を有している部分が見られるため、自然環境についての現況把握を行う。
2. 適正な利用の推進	○利用戦略

進に関する事項	四季折々催される人文景観巡りやスナメリ、トビエイ、ウミホタル等の観察クルージング等、利用の促進を図る。
3. 目標	多島海の自然環境が保全されるとともに、段々畑、昔ながらの漁村景観といった文化的資源も保全され、訪れた利用者が多島海景観を楽しめるとともに、瀬戸内海の内海風景を離島ののんびりした時間の流れの中で満喫できる島。
4. 指定地域	全域が普通地域に指定
5. 公園事業	なし

エ. 飛島

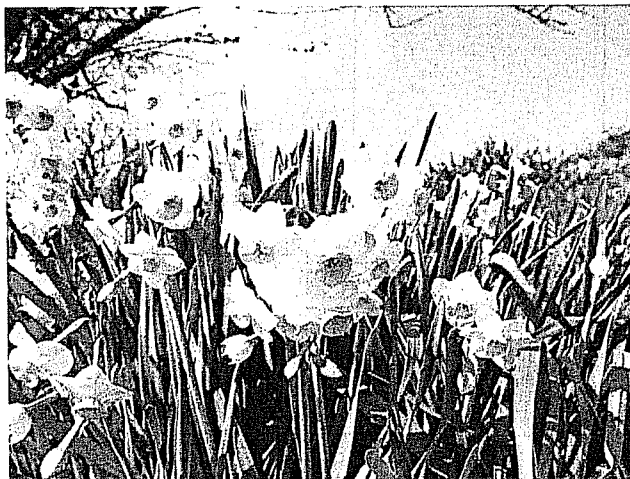
1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 笠岡港から南へ約 29 kmに位置し、大飛島とおおびしまとこびしまからなる。笠岡諸島を中心とする多島海景観を望むことができる。 大飛島洲港東部にかつては干潮時に小飛島にむかつて幅 30m、長さ 350mの砂州が現れていたが、現在は最干潮時にみられるのみ。市指定天然記念物。 ヤブツバキの巨木が随所にみられる。 (2)保全戦略 航路から見た景観に配慮して、島嶼の外観の保全に努める。 ヤブツバキの保全のあり方や利用面(海水浴、釣りに加えてヤブツバキを中心とした自然観察等)について、今後の島づくりも念頭におき関係者において検討する。
2. 適正な利用の推進に関する事項	○利用戦略 四季折々催される人文景観巡りや、スナメリ、トビエイ、ウミホタル等の観察クルージング等、利用の促進を図る。
3. 目標	島内のヤブツバキを中心とする自然環境が保全され、海水浴、釣り、自然観察等島ならではの自然環境を楽しむことができる島。
4. 指定地域	全域が普通地域に指定
5. 公園事業	なし

オ. 六島

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1)概況 笠岡港から南へ約 40km、笠岡諸島最南端に位置する島。島の南側から香川県庄内半島を望む。 スイセンの自生地があり、島外の人たちの協力により、スイセンの保護増殖等を行っている。 島の最高峰である大石山(標高 185m)に六島住民手づくりによる展望台が設置されているが、一部樹木により展望が阻害されている。 島内の高齢化に伴い、大石山へ登る歩道の管理(草刈り等)が難しい状態である。 (2)保全戦略
------------------------	--

	航路から見た景観に配慮して、島嶼の外観の保全に努める。 スイセンの保護増殖のあり方や利用面(利用メニュー、宿泊、交通等)についても今後の島づくりも念頭におき関係機関で検討する。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1)概況 スイセン開花時に観賞目的で訪れる利用者がいるが、島内に宿泊施設はなく、また船便も少ないため利用者は少ない。 (2)利用戦略 四季折々催される人文景観巡りやスナメリ、トビエイ、ウミホタル等の観察クルージング等、利用の促進を図る。
3. 目標	島内のスイセンを中心とする自然環境が保全され、大石山及び灯台からの展望、釣り、自然観察等島ならではの自然環境を楽しむことができる島。
4. 指定地域	全域が第三種特別地域に指定
5. 公園事業	なし

六島のスイセン
(笠岡市提供)



4 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下、「許可基準」という。）、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）」（以下、「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下、「許可、届出等取扱要領」という。）によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）によるほか、岡山県が作成した別紙 4「国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準（平成元年 12 月 28 日付け環境保健部長通知）」によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築、改築、増築 (1) 建築物	① 基本方針 建築物が周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合すること。 また、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 ② 意匠・色彩、構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とし、周囲の風致に調和した色彩を用いることを基本とする。 ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。 イ 屋根の色彩等 焦げ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然素材を使用する場合は、素材色とする。 ウ 壁面の色彩 茶系、灰色系又はベージュ系色とする。 ③ 修景緑化方法 5－(2)－②修景緑化指針による。
(2) 道路	① 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。また、風致上の支障を軽減するため以下の要件に適合すること。 ② 法面等の処理 原則として緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法枠工、緑化ウオール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。やむを得ずモルタル吹付とする場合は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等風致上の支障の軽減を図る。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 灰色又は焦げ茶色とする。 イ 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げ又は、明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ることとする。

行為の種類	取扱方針
	ただし、公園利用施設等（展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場）から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。 ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。 ④ 生物多様性の保全 貴重な野生動植物の生息・生育地内での設置は極力避けるものとする。 やむを得ず生育地等内に設置する場合は、その分断等、設置による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ⑤ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用される場合は、この限りでない。 ⑥ 残土処理方法 国立公園区域外に搬出する。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑦ 修景緑化方法 5－（２）－②修景緑化指針による。 ⑧ 附帯施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は、（１）建築物に準ずる。
(3) 鉄塔、アンテナ	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障を十分に検討する。 ② 材料、色彩 外部の仕上げは、灰色又は焦げ茶色とする。 なお、航空障害対策は、赤白塗色ではなく極力標識灯の設置によるものとする。 また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。
(4) 電柱	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障を十分に検討する。 ② 材料、色彩 外部の仕上げは、焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、素材色とする。 ③ 共架 電力線と電話線が並行する区間は、建て替え等の際に可能な限り共架を図る。

行為の種類	取扱方針
	④ 地下埋設等 主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、可能な限り地下埋設化とし、不可能な場合はルート変更を図る。 ⑤ 広告物 営業広告物の設置等を伴わないものとする。
(5) 砂防・治山施設	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、風致上の支障、公園利用動線への影響を十分に検討する。 ② 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 落石防護柵については、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
(6) 海岸保全施設 防波堤等	① 基本方針 自然海岸への設置については、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすため、認めない。ただし、既に災害又は浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合はこの限りではない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。 ア 埋立てを伴わないものであること。 イ 突堤は原則、自然石積みとし、突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意すること。 エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 ② 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
2 木竹の伐採	基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取り扱い）（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、良好な照葉樹林又は地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息地及びその周辺での伐採は極力避けるものとする。
3 土石の採取 (採石)	① 基本方針 現在、継続して採石を行っているのは白石島のみである。昭和39年以来取り扱ってきた方針に従い、今後も公園景観の悪化防止や回復を図る。なお、方針の概要については、以下のとおりである。 ア 従来からの既着手行為については、一年更新の手続を行う。 イ 新規は認めない。なお、新規についての範囲は次のとおりとする。 (ア) 全く新しい島外から入ってきたもの（既業者も含む） (イ) 全く新しい採石丁場をつくること（既業者も含む） (ウ) かつて採石されていた丁場を他の第三者が継承する場合 (エ) その他、現在採石中の丁場の同一人（又はその家族）の継続申請以外は新規とみなす。 ウ 採掘跡地については十分な緑化が図れるよう、法面の切り方等指導していくものとし、当該地区に生育する植物と同種の国内産自生種により、緑化すること。 エ 採取区域は、主たる山稜線を分断するものでないこと。 オ 採取業者に対し、国立公園の意義について認識を深めるよう指導する。 カ 将来、終掘させる方向で指導していくものとする。 ただし、自然公園法施行規則第11条第16項第5号に該当するものにあつて

行為の種類	取 扱 方 針
	はこの限りではないが、以上の事項に配慮しつつ、その規模、取扱方法等について十分に検討し慎重に取り扱うこととする。
4 広告物の設置等	① 基本方針 広告物の設置に当たっては、国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して違反広告物の追放を図る。許可に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。 ② 営業用広告物 ア 表示面積は2㎡以内とする。 イ 表示板に使用する色彩は、茶系、灰色系、ベージュ系色を基調とし、可能な限り落ち着いた色調とすること。 ウ 本体に使用する材料は、可能な限り自然石又は木材とし、その他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ③ 誘導標識、地区案内板 ア 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。この場合表示面積は、案内先1件分につき0.5㎡以下、合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。 イ 表示板に使用する色彩は、茶系、灰色系、ベージュ系色を基調とし、可能な限り落ち着いた色調とすること。 ウ 本体に使用する材料は、可能な限り自然石又は木材とし、その他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ④ その他の看板類 建築物の外壁に掲示する看板類については、上記②及び③に準ずるものとする。
5 水面の埋立て	基本方針 海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙6「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針」によること
6 土地の形状変更	基本方針 残土処理を目的とした国立公園区域外からの土砂等の搬入は認めない。 ただし、公共事業及び自然公園法による許可の見込みのあるものについてはこの限りではない。
7 マリーナ	基本方針 マリーナの取扱方針及び処理基準については、1「工作物の新築、改築、増築」及び5「水面の埋立て」に関する取扱方針によるほか、別紙7「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）内マリーナの取扱方針」によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
1 道路（車道）	① 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。また、風致上の支障を軽減するため次の要件に適合すること。 ② 法面の処理方法 原則として緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 通常緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。やむをえずモルタル吹付とする場合は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等風致上の支障の軽減を図る。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 灰色又は焦げ茶色とする。 イ 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとは、セメントの明度を下げた工法等により風致保護上の支障の軽減を図ることとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。 ④ 生物多様性の保全 貴重な野生動植物の生息・生育地内での設置は極力避けるものとする。 やむを得ず生育地内に設置する場合は、その分断等、設置による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ⑤ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用される場合は、この限りでない。 ⑥ 残土処理方法 国立公園区域外に搬出する。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑦ 修景緑化方法 5－(2)－② 修景緑化指針による。 ⑧ 附帯施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形等を活用したものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用い

事業の種類	取 扱 方 針
	ることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ⑨ 安全性に配慮した施設の取扱い 附属施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。 ⑩ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑪ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
2 道路（歩道）	① 基本方針 人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮する。 ② 附属施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附属施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は3 宿舎②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形の改変が抑えられているものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れ検討すること。 ③ 安全性に配慮した施設の取扱い 附属施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全性配慮策を講ずること。 ④ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑤ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 ⑥ 中国自然歩道 整備に当たっては、標識類の意匠及び説明内容の統一を図る。また車道との共用部、横断部等には注意標識を設け、通行上の安全を図る。
3 宿 舎	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 宿舎事業として判断する基準は、次のとおりとする。 ア 通年営業を行うもの。 イ 宿泊収容力が20名以上のもの。 ② 意匠・色彩、構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とする。

事業の種類	取扱方針
	ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。 ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあつては、傾斜パラペットを設置する。また、同一敷地内の母屋附帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物にあつてはこの限りでない。 イ 屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 焦げ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色とする。 ウ 外壁の色彩 茶系色、灰色又はベージュとする。 ③ 修景緑化方法 5－（２）－② 修景緑化指針による。 ④ 附帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理 課長通知）による。 王子ヶ岳渋川集団施設地区については別紙8のとおりとする。
4 園地	① 基本方針 展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、ピクニック等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和したデザインとする。特に展望地においては、防護柵、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。 ② 附帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、便所等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ウ 展望施設（展望台、展望休憩所）等の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩、構造は3 宿舍②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形の改変が抑えられたものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ③ 安全性に配慮した施設の取扱い 施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全性配慮策を講ずること。 ④ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑤ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。

事業の種類	取 扱 方 針
5 野営場	① 基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。 ② 附帯施設の取扱い ア 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 ア 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。
6 水泳場	① 基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。 ② 附帯施設の取り扱い ア 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 イ 建築物の意匠等は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
7 運輸施設 (係留施設)	① 基本方針 グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。 ② 施設の取り扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力、埋め立ては行わないものとする。 イ 施設の規模は必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう管理施設を充実させるものとする。 エ ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海へ放流しないものとする。 オ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
8 博物展示施設	基本方針 当該地区を中心とした瀬戸内海の自然、人文等を紹介、解説、案内する施設として、関係機関等の協力のもと適正な管理運営を行う。

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

施設計画名	執行事業名	未執行事業名
王子ヶ岳渋川 集団施設地区	王子ヶ岳渋川園地 王子ヶ岳渋川宿舎 王子ヶ岳渋川野営場 王子ヶ岳渋川休憩所 王子ヶ岳渋川係留施設 王子ヶ岳渋川駐車場 王子ヶ岳渋川給水施設 王子ヶ岳渋川博物館	
道路（車道）	貝殻山線道路（車道） 金甲山線道路（車道） 王子ヶ岳山上線道路（車道） 王子ヶ岳山麓線道路（車道） 下津井線道路（車道）	由加山線道路（車道）
道路（歩道）	鹿久居島線道路（歩道） 大多府島線道路（歩道） 貝殻山金甲山線道路（歩道） 出崎周廻線道路（歩道） 御嶽登山線道路（歩道） 高島線道路（歩道）	夕立受山線道路（歩道） 牛窓蕪崎海岸線道路（歩道） 前島線道路（歩道） 阿津北方線道路（歩道） 宮浦長谷線道路（歩道） 十禅寺登山線道路（歩道） 王子ヶ岳北周廻線道路（歩道） 王子ヶ岳線道路（歩道） 由加登山線道路（歩道） 龍王登山線道路（歩道） 鷺羽山登山線道路（歩道） 青佐登山線道路（歩道） 白石線道路（歩道）
園 地	夕立受山園地 鹿久居島中央部園地 蕪崎園地 三頂山園地 貝殻山園地 東光寺山園地 金甲山園地 出崎園地 由加山園地 通仙園園地 鷺羽山園地 御嶽山園地 寄島園地 白石島園地	鹿久居島東部園地 大多府島園地 前島園地 黒島園地 高島園地 両堤池園地 十禅寺山園地 龍王山園地 釜島園地 六口島園地 青佐山園地
宿 舎	両堤池宿舎 鷺羽山宿舎 六口島宿舎 白石島宿舎	鹿久居島中央部宿舎 黒島宿舎 出崎宿舎 釜島宿舎 寄島宿舎
野営場	鹿久居島中央部野営場 虎口池野営場	両堤池野営場 出崎野営場 釜島野営場
水泳場		鹿久居島中央部水泳場 蕪崎水泳場 出崎水泳場 寄島水泳場 高島水泳場 白石島水泳場
運輸施設（係留施設）	鹿久居島中央部係留施設 出崎係留施設	鹿久居島西部係留施設 高島係留施設 鷺羽山係留施設
博物展示施設	鷺羽山博物展示施設	鹿久居島中央部博物展示施設

5 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る目的を達成するために必要な事項

(1) 利用者の指導に関する事項

① 自然解説に関する事項

ア 自然解説の実施と組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、^{わしゅうざん}鷺羽山ビジターセンターや^{おうしがたけ}王子が岳パークセンター等の各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、地元市町、自然公園指導員、パークボランティア、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

イ 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう、セルフガイド方式による自然解説冊子やハンディマップを関係機関等と協力して作成する。また、海外からの利用者が多い地域における冊子類には外国語を併記することとする。

② 利用者の利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関等との連携を図り、監視体制の強化及び利用者への指導に努める。

指定地以外でのキャンプ（デイキャンプを含む）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、関係機関等と共に利用者の指導を行う。

③ 利用者の安全対策

最近では、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、利用者への安全確保を十分図るよう、必要に応じて施設の管理者及び主催者を指導する。

(2) 地域の美化修景に関する事項

① 美化清掃

ごみ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。

なお、次の点に留意してごみ処理及び清掃方法の改善を進める。

ア くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。

また、設置した「くずかご」には蓋を取り付けるなど、ごみの飛散を防ぐものとする。

イ 公園施設の管理

公園施設管理の良し悪しは、公園のイメージを大きく左右するものなので、快適な利用を維持するための清掃体制の強化を各管理者に指導する。

ウ 普及啓発

クリーンハイキング、クリーンアップ作戦等の実施を通じて、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともに、ごみ持ち帰り運動の普及を図る。

エ 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともにごみの投げ捨て防止の啓発を図る。

オ 海洋の汚染防止

釣りに伴うごみの散乱、海域へのごみの投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等と協力して対策に当たる。

② 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点及び「自然公園における保全水準と法面緑化の基本方針及び緑化工指針（案）」（平成 18 年 3 月環境省自然環境局）により、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

ア 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを緑地帯等に移植する。

イ 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。

ウ 緑化に使用する草本類

一部の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の国内産自生種を混合した種子吹き付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、芝類、牧草類の使用も第 1 種特別地域や貴重な自然を有している地域を除き、やむを得ないものとする。

エ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別紙 9「修景緑化樹種一覧」を参考とし、できるだけ国内産自生種による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

オ 道路については、特に次の事項に留意する。

- 1 道路を新設、増設、改設する場合は、既存の樹木は可能な限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、予定地に大径木がある場合は、道路線形の変更も検討する。
- 2 道路沿いの残地は、国内産自生種により緑化する。
- 3 道路の新設、増設、改設に伴い大きな法面が生じる場合は、原則として法面を数段に分けて小段を設け、低木を植栽する。

(3) 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、組織強化等指導育成に努める。

① 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会

本会は、倉敷市及び玉野市にかかる瀬戸内海国立公園を美しく保つとともに、健康で快適なレクリエーションの場を育てることを目的としており、倉敷市と玉野市が中心となって運営している。

② 渋川海水浴場運営協議会

本会は、渋川海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

③ 出崎^{でさき}海水浴場運営協議会

本会は、出崎海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

④ 鷺羽^{わしゅうざん}山の景観を考える会

瀬戸内海国立公園指定 70 周年を機に、景観保全を通して瀬戸内海国立公園鷺羽山地区の適正な保護と利用の増進を図ることを目的に、地元関係者により設立された。行政との意見交換や提言の場となっており、児島と下津井^{しもついで}の地区代表が中心となって運営している。

⑤ 鷺羽山地区パークボランティアの会

平成 4 年に自然解説、環境保全意識の高揚・啓発活動のボランティア活動を行うことを目的に設立された倉敷地区パークボランティアが鷺羽山地区パークボランティアに名称変更して現在に至っている。鷺羽山、王子ヶ岳^{おうじがたけ}、由加山^{ゆがさん}、通仙園^{つうせんえん}、六口島等を対象として定期的な自然観察等を実施している。

(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項

瀬戸内海国立公園の特徴である多島海の眺望景観及び圍繞景観について、その維持及び積極的な景観形成を図るため、次の事項に留意した展望地の維持管理を行う。また、修景が必要な展望地においては、積極的に展望地再生事業を実施する。なお、実施に当たっては、関係機関等との調整を図ることとする。

修景が必要な展望地の現状については、別添「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）展望地カルテ」等により把握する。

① 展望地の一体的な維持管理体制づくり

ア 展望地だけでなく展望地周辺の立木管理や草刈り、展望地へのアクセス道を含む総合的な維持管理方法を、展望地ごとに検討する。

イ 地元住民や市民団体等を中心とし、地域に根ざした維持管理体制を確立する。

② 施設等の整備

ア 展望施設の設置に当たっては、他の施設からの眺望に支障がないよう配慮する。

イ 防護柵の設置位置は、利用者の安全を確保した上で、眺望視野に入らないよう配慮する。

ウ 眺望だけでなく、音やにおいなど、五感を意識した展望地づくりを行う。

エ 展望地の魅力を最大限引き出す工夫をする。

オ 道路沿い又はアクセスが容易な展望地においては、あらゆる人が展望を楽しめるよう、景観に支障がない範囲でユニバーサルデザインを導入することとし、それらに関する情報を利用者に提供する。

カ 複雑な地形、労働力・資金不足等の面から維持管理が困難な場所においては、維持管理をあまり要しない施設にするなど、整備段階での工夫をする。

③ 植栽

眺望方向への植栽は避けることとし、植栽木は、幼木時から眺望景観及び圍繞景観を考慮した保育管理を行う。また、密植による上長成長を避け、場所によっては上長成長の小さい品種を選定する。

④ 周辺樹木の管理

眺望確保のために必要な場合には、次により周辺樹木の剪定・伐採等の管理を行う。

ア 剪定により通景が図られない箇所においては、樹木の抜き伐り等により通景の確保を検討する。

イ 皆伐は極力避け、何年かに分けて抜き伐りを繰り返し通景の確保を図る。

ウ 樹幹の中切りはしない。（生け垣の剪定は除く。）

エ 眺望方向に大径木等が優れた点景として存在している場合には、眺望景観を考慮しつつ極力残すものとする。

⑤ 展望地再生事業

樹木の繁茂や施設の老朽化等により眺望が阻害されている展望地については、次により再生事業を実施する。

ア 積極的にグリーンワーカー事業を活用し、地元の協力を得て樹木の剪定・伐採等を実施する。

イ 再生事業実施後、特に樹木の伐採後の維持管理体制を予め整える。

(5) その他事項

前各項目のほか、次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

① 許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。

② 関係法令との齟齬が生じないよう、関係機関との調整を図る。

(別紙 10： 関係法令等一覧参照)

用語解説

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）管理計画書内において、各用語の意味を下記のように定める。

眺望（ちょうぼう）	： 特定の優れた眺望対象の展望。
眺望景観	： 「眺望対象」を含む景観。
囲繞（いによう）景観	： 展望地そのもの及びその周囲の景観。
展望地	： 優れた景観（「眺望対象」）を見る位置。展望台、展望休憩所を含む
通景（つうけい）の確保	： 展望地から優れた景観（「眺望対象」）が見えるように積極的に手を加える行為。
上長成長（じょうちょうせいちょう）	： 幼木が上に成長すること。
グリーンワーカー事業	： 国立公園等の適正な保護及び利用の推進等、地域の自然環境の適正な保全管理を図るため、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施する事業。「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」の略称。

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

鹿久居島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで（20年間）

(3) 国指定鳥獣保護区の区域

岡山県和気郡日生町所在国有林905林班及びはの各小班、906から911までの各林班並びに912林班は2及びに1の各小班的区域

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、岡山県和気郡日生町の沿岸の瀬戸内海に位置する日生諸島のうち最も大きな島である鹿久居島に位置する。当該区域においては、非繁殖期に各地に分散して生息しているアオサギが毎年春から夏にかけて集まり、マツやウバメガシの木に集団で営巣し、幼鳥の巣立ちまでの間、大規模なコロニーを形成するなど、当該区域は、長年にわたりアオサギの安定的な集団繁殖地となっている。

このように、当該区域は、アオサギの繁殖の場として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で集団繁殖するアオサギの保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査、現場巡視等を通じて鳥獣の生息状況及び植生の変化の把握に努める。特に、アオサギの繁殖期において、コロニーの形成状況、生息数、営巣数等の調査を行い、経年変化の把握に努める。
- ・頭島との間に建設中の橋及び本土との間に計画中の橋の整備状況を勘案しつつ、鳥獣の移出入や生息環境の変化の把握に努める。
- ・繁殖期のアオサギを驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等によるアオサギの生息への影響を防止するため、現場巡視を実施する。

2 更新の理由

当該地域は、西日本におけるアオサギの生息・繁殖の場として重要であることから、国指定鳥獣保護区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する鳥類の保護を図る必要がある。

3 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 662ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 662ha

農耕地 ー ha

水 面 — ha

その他 — ha

イ 所有者別内訳

	保安林	662 ha
	制限林地	662 ha
国有林—林野庁所管662 ha	砂防林	— ha
	普通林地	— ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

	特別保護地区	— ha
自然公園法による地域 662 ha	特別地域	662 ha（瀬戸内海国立公園）
	普通地域	— ha

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

岡山県東南端に位置し、兵庫県と県境をなす日生町に属する。岡山県下最大の島である。

イ 地形、地質等

海岸の大部分が自然海岸で、するどく屹立した海蝕崖が存在し、ところどころに海蝕洞が存在し、砂浜等の平坦地は乏しい。

地形は急峻で、北及び東側が特に急傾斜となっている。通称、剣山と呼ばれる244.7m峰を最高峰として、島の中央北寄りに200m前後の山地が連なり、南側はやや緩傾斜で海に臨んでいる。平坦地は乏しく、沖積地は千軒湾と米子湾の奥程度である。

地勢はトリキリ～東大浜以東の東部地区と俵岩から米子湾にいたる国有林界以西の民有地を含む西部地区及び中央部の3地区に大別される。東部地区には、南東端の海岸近くに100mくらいの小池と呼ばれる池が、また、北東端には九艘泊まりの池と呼ばれる直径40mくらいの池がある。

河川の発達が悪く、中央地区の南斜面の奥泊まりと米子湾に注ぐ河川にわずかに常時流水が認められるのみである。このほかに、全島に小規模な沢があるが降雨時以外に流水はない。

また、小規模な貧栄養湿地が全島に点在している。

地質は、東半分は石英斑岩、西半分は石英粗面岩である。土壌の発達は悪く、露岩が随所にみられる。

ウ 植物相の概要

全体にアカマツ林からなり、ヤマモモの大木も見られるほか、下生はウラジロが多く、他にシャシヤンボ、サルトリイバラ、コバノミツバツツジ、ネズミサシ等の植生となっている。

北側急斜面には自然植生を呈するウバメガシ、ヤマモモの低木が見られる。また、岡山県では珍しいクロバイの優占樹林も見られる。

南斜面に点在する小湿地にはモウセンゴケ、コモウセンゴケ、イシモチソウ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ等の湿性植物が見られる。コモウセンゴケの生育は岡山県下でも珍しい。この他西部の民有地ではミカンの栽培が行われている。

鹿久居島の大部分を占めるモチツツジ—アカマツ群集において、相観上、様々な遷移段階の樹林がモザイク上に分布している。

エ 動物層の概要

鳥類ではアオサギが繁殖期に集まりコロニーを形成する他、希少鳥獣であるオオタカやレッドリストのミサゴの生育が確認されている。哺乳類では古くからニホンジカの生息地として知られており、江戸時代には池田藩が猟場としていた。ニホンジカの現在の生息数は不明であるが、糞や足跡が確認され、な

かには幼獣と思われるものも含まれていることから、島内で繁殖していることが窺える。この他タヌキの生息情報がある。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（省略）

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

シカによるミカンの食害があるが、有害鳥獣捕獲が実施されるまでに至っていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- | | |
|------------|-----|
| ① 鳥獣保護区用制札 | 13本 |
| ③ 案内板 | 1基 |

別紙2 渋川海水浴場運営協議会施設対策委員会議事録（抜粋）

議 事

第1号議案 1業者、1業種、1店舗以外は認めない。

第2号議案 名義人以外の者の営業及び譲渡（相続は除く）は認めない。

第3号議案 金魚施設、シャワー施設、遊戯施設は遊歩道より上にあがって営業する。

来年度以降は無条件で遊歩道より上にあがることの契約書とする。

契約書の内容は、

- ① 来年度以降は必ず遊歩道より上にあがる。
- ② 遊歩道より上にあがる場合の場所については厚生省の指示に従う。
- ③ 場所により経営不振を生じてもこれに対してなんらの補償も要求もしないで自ら営業を放棄する。

第4号議案 松林利用施設は3個所に集約する。

第5号議案 ボートをもって業をするものは2組合を認め各々3個所に管理施設を設置する。

第1組合ボート隻数 100隻（救助艇含む）

第2組合ボート隻数 78隻（救助艇含む）

第6号議案 モーターボートをもって業とするものは西の端に設置する。

自家用モーターボートの発着場については市有艇庫より西に定めること。

第7号議案 発着を必要とする遊覧船は展望台の下丸岩の西側付近に定める。

第8号議案 魚釣り施設の取り扱いについて。

来年度以降は遊歩道より上にあがること。

第9号議案 昭和43年度以降の利用施設について。

玉野市渋川海水浴場取り締まり条例の区域内で営業するものは玉野市に1年以上居住しないものは認めないこと。

（昭和42年6月20日）

別紙3 笠岡市カブトガニ保護条例

平成15年7月1日
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、本市に生息するカブトガニが豊かな自然環境を象徴する生物で、学術的及び文化的価値を有する貴重な存在であることにかんがみ、市及び市民等（市民及び滞在者並びに関係団体をいう。以下同じ。）が一体となってその保護を図り、もって将来にわたり市民共有の財産として継承することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、カブトガニの保護を図るため、適切な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、カブトガニの個体数増加を目的として、笠岡市立カブトガニ博物館において幼生の大量飼育を実施し、天然記念物カブトガニ繁殖地（昭和46年文部省告示第150号で指定された区域をいう。以下「繁殖地」という。）内の自然海域に放流を行うとともに、その生存率を高めるための研究を進めるものとする。

3 市は、カブトガニの保護の必要性について、市民等の理解を深めるため、教育啓発活動、広報活動等を行うものとする。

(カブトガニ保護啓発月間)

第3条 市は、カブトガニの保護について、市民等の理解を深めるため、カブトガニ保護啓発月間を設け、普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、カブトガニの保護に努めるとともに、第2条第1項に規定する市が実施するカブトガニの保護に関する施策に協力しなければならない。

(行為の禁止)

第5条 繁殖地内では、何人もカブトガニの生息環境を乱す行為をしてはならない。ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は同法第91条第1項及び第2項の規定による文化庁長官の同意を得た場合は、この限りでない。

第6条 繁殖地以外においても、何人もみだりにカブトガニの捕獲（殺傷する行為を含む。）又は海岸に産卵されたカブトガニの卵の採取（き損する行為を含む。）をしてはならない。ただし、学術研究等公共目的に伴う行為は、この限りでない。

(行為の制限)

第7条 繁殖地内を航行する船舶は、航跡波の影響を抑えるため減速に努めなければならない。

(監視員の設置)

第8条 市は、カブトガニの保護にあたらせるため、カブトガニ保護監視員を置くものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<写真>カブトガニ （笠岡市提供）



別紙4 国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準

平成元年 12 月 28 日
岡山県環境保健部長通知

I. 趣旨

岡山県における国立公園（自然公園法（以下、「法」という）第2条第2号に基づく国立公園をいう。）については、瀬戸内海国立公園（昭和9年3月16日指定）と大山隠岐国立公園（昭和38年4月10日指定）の2地域があるが、近年これらの国立公園の内外において、リゾートブーム等により各種の開発行為が多発している状況である。

特に、普通地域（自然公園法第26条に基づく普通地域をいう）については、法第26条第1項に基づく届出により風景の保全を図っているところであるが、別荘開発、土砂採取等により風景の維持が困難となる事例が生じており、今後より厳重な指導を図ることが急務となっている。

このため、法第26条第2項に基づき、届出をした者もしくは届出をしようとする者に対する当面の指導基準を定め、国立公園普通地域内における風景の適正な維持を図るものとする。

II. 指導基準

1. 建築物の新築、改築、増築（高さ13メートル又は延べ面積1,000m²以上の場合）

区分 項目	一般住宅及び その付属物	別荘、保養所 及びその付属物	集合住宅、集合別荘 及びその付属物	その他の建築物
敷地面積		300m ² 以上	150m ² 以上	
建蔽率		50% 以下	70% 以下	
建築面積	2,000m ² 以下			
高さ	20m以下	17m以下	20m以下	20m以下
緑化計画	現存する樹木は、原則として保存するものとし、造成地は樹木等により、 修景のための緑化を図ること。			
意匠計画	屋根の形態については陸屋根を避け、勾配屋根とさせる等固い印象を与えないものと し、色彩については周囲の自然と調和する等目立たない色を使用すること。			

2. 別荘地の用に供する道路（幅員2メートル以上）

(1) 盛土、切土部分は直高5メートル以内ごとに適当な小段を設け、盛土高がおおむね1.5mを超える場合には、勾配が35度（約1.5割弱）以下であること。

切土部分の法面勾配は、地質、土質及び近傍にある法面の状態を勘案して現地に適合したものであること。

(2) 残土は極力公園区域外へ搬出するものとする。

(3) 法面が緑化されることとなっており、緑化方法が周辺の状態に照らし妥当と認められるもの。

3. 広告物（広告物を掲出すること、及び高さ2.5メートルを超える高さで建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること）

(1) 表示面の面積が5m² 以下であって、同一敷地内又は同一地所内における表示面積の合計が10m² 以下であること。

(2) 表示面の高さ又は広告物の高さが5m以下であること。

(3) 公園利用者に必要以上に強い印象を与える色彩を用いるものでないこと。

4. 土地の形状変更（面積が200m²を超え、あるいは高さが5mを超える法を生じる切土又は盛土を伴うもの）
- (1) 土地の形状変更の規模が必要最小限のものであることとし、土砂の流出防止策として、土留め擁壁、洪水調整池、沈砂池等を必要に応じて設置すること。
 - (2) 切土面は原則として階段状に行い、直高5m以内毎に適当な小段を設ける等法面の安定が確保されていること。
 - (3) 盛土面は必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われ直高5m毎に適当な小段を設ける等法面の安定が確保されていること。
 - (4) 法面が緑化されることとなっており、その緑化方法が周辺の状況に照らして妥当と認められるもの。

Ⅲ. 指導基準の運用

1. 建築物

- (1) 建築物の構造、その他の安全基準については、建築基準法の関係から十分指導されたもの、又は建築基準法第6条に基づいて建築主事の確認を受けるものであること。
- (2) 給排水、下水、ゴミ処理等生活環境面に十分配慮されたものであること。

2. 別荘地の用に供する道路

- (1) 道路は、周辺地域住民及び滞在者等の安全を確保するため、開発地域の面積、通過量及び発生交通量等を勘案し、適切に設計されたものであること。
- (2) 構造及び安全基準については、県土保全条例に基づく道路に関する技術基準、及び民有林林道設計基準に基づく技術基準等により十分配慮されたものであること。

3. 広告物

- (1) 岡山県屋外広告物条例等と十分連絡調整をされたものであること。
- (2) 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと等十分周囲の景観に調和しているものであること。

4. 土地の形状変更

- (1) 防災工事は、他の施設の工事の施行に先立って行うこととし、降雨に対しては必要な安全措置を講ずること。
- (2) 開発行為によって生じるがけ面及び法面は、植生による保護を原則とするが、植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合は、人工材料による保護（石張り、法枠工、柵工、網工等）により、適切な施行を図ること。

5. その他

- (1) 道路の作設に関連して別荘が集团的に建設されることとなるいわゆる分譲別荘地が造成されるものであることから、個々の建築物も含め、造成計画全体についてⅠ（指導基準）の基準が達成され、もしくは達成が図られるよう配慮された内容となっているものであること。
- (2) 他法令等による基準との調整が十分図られたものであること。

Ⅳ. 特例扱い等

- (1) 市町村の振興計画に基づくもの、公共性の高いもの、地域振興のために特に必要と認められるもの等の場合において、この指導基準により難しい事情があるときは、特例を認めることができる。
- (2) この指導基準の施行の際、現に普通地域内に居住する者の住宅、農林業を営むために必要な建築物、撤

去されることが明らかな仮設の建築物等については適用しないものとする。

- (3) 都市計画法による用途地域、その他法令による規定があり、本基準の達成が図られると認められる場合は、その定めによるものとする。

V. 用語の解釈

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいい、建築物を含むものとする。
- (2) 敷地面積 1つの建築物又は用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物がある1区画の土地の面積をいい、分譲地の場合、区画された個々の敷地をいう。
- (3) 建ぺい率 建築基準法第53条に基づく建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (4) 建築面積 建築物の地上に露出した部分の水平投影面積をいう。
- (5) 高さ 避雷針及び煙突を除いて最低地盤面から建築物の最後部までの高さをいう。
- (6) 集合住宅 同一棟内に、独立して住宅の用に供せられる部分が五つ以上ある建築物をいう。
- (7) 集合別荘 同一棟内に、独立して別荘（保養所を含む）の用に供せられる部分が五つ以上ある建築物をいう。

別紙5 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- (1) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- (2) 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- (3) 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- (4) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ① 特別地域（その周辺を含む）
 - ② 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境及び風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。

特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物、巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び堆砂、洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等利用拠点に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

(抜 粋)

な、当選議会としては、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため瀬戸内海環境保全臨時措置法が全会一致の議員立法として制定された経緯にもかんがみ、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであると考えており、やむを得ず認める場合においてもこの観点にたつて別紙の基本方針が運用されるべきであると考えていることをこの際付に強調して置くものである。

(2) 瀬戸内海漁業取締規則による漁場守りき網漁業
禁止区域

3 次の縫域については、次に示している留意事項に適合しない埋立ではできるだけおけるように配慮する。

瀬戸内海環境保全臨時措置法第十三条第一項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針。

2

1 次の各項目毎に十分配慮されたものであることを
 証明するよう。

(4) 海面の消滅及び自然海岸線の変更による海水の自浄能力の低下がもたらす周辺海域の水質への影響の度合が甚微であること。

(回) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む）
 によつて、COD汚濁負荷量の目標値をこえる
 ことにならないこと。

埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接河川への影響の度合が軽微であること。

(三) 埋立工事に伴うにり等の周辺海域への拡散
 による水質の悪化の便合を軽減にする工法が

※ 1 前表の流域別の区域は、汚濁度、滞留度及び COD 汚濁負荷流入量の総合的評価が平均をこえる区域であり（別表 1 参照）、その区分は別図 1 のとおりとする。ただしこれらの流域及びその他の流域においても、汚濁度、滞留度及び COD 汚濁負荷流入量が当該流域全体の平均的な特性と著しく異なる特性をもつ地区において、実情に合った配慮をすること。

(別表1 (協))

※ 2 指標については、蒲田屋指数が判明した段階で当該指数と汚濁度及びCOD汚濁負荷流入量の指数の総合評価が総合指数の平均である三〇〇をこえることになれば、前記の流域に含まれることとする。

4. 面積の極めて小さい埋立（一ha程度）については、1、2の適用に当たって当該埋立が小規模であることを助策しうるものとする。

2) 自然環境保全上の見地

(4) 埋立、埋立地の用途及び埋立工事による自然環境（生物生態系、自然景観及び文化財を含む）への影響の程度が軽微であること。

(ロ) 埋立てそのものの海水浴場等の利用に与える影響が甚微であること。

3) 水害既願保全上の見地

(4) 埋立てにより消滅する海面及びその周辺海域における水産資源及びその利用に与える影響が甚微であること。

(ロ) 埋立地からの排水（疏出水・浸出水を含む）による水産資源への影響が軽微であること。

(イ) 埋立工事に伴う汚染の拡散が、水産資源及びその利用に与える影響の低減を確保にする工法がとられていること。特に有蟹水底土砂の搬運又は封じ込めに係る埋立の場合には埋立工事中の拡散を防止する工法がとられていること。

2 次の(1)に示す区域での埋立では極力さげ、(2)に示す区域での埋立ではこれに準じて十分配慮すること

(1)(イ) 水産資源保護法による保護水面（その周辺を
（かど）

(ロ) 自然公園法による特別保護地区（その周辺を含む）、特別地域（その周辺を含む）及び海中公園地区

(イ) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域
(その周辺を含む)、特別地区(その周辺を含む)
及び准特別地区

(三) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による特別保護

別紙6 瀬戸内海国立公園（岡山県地域）内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業取扱要領」、自然公園法施行規則第11条、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」によるほか次によって取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート、水上バイク等）を係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおり。
 - (1) 次の地域においては原則として認めない。
 - ① 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
 - ② 貴重な自然的性質を有する地域のうち①に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
 - ③ ①及び②の地先並びに周辺の海域
 - (2) (1) 以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の要件に適合しない場合は、原則として認めない。
 - ① 自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
 - ② 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
 - ③ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
 - ④ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。
 - ⑤ 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。
 - ⑥ 野生動植物の生息、生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
 - ⑦ 海水浴場等利用拠点への影響が軽微であること。
 - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2)に掲げる要件を満たすよう指導する。

当集団施設地区の宿舎事業の取扱いは、今後次表によるものとする。ただし、高さから壁面線の後退距離までの項目で、この規定に合致しない既存建築物を宿舎事業に変更しようとする場合や、既存の宿舎事業でこの規定に合致しないものは、現在の数値をこえないものとする。また、これらの施設の建替え、改築等に際しては、当取扱方針に合致するよう、積極的に改善を図るものとする。

(1) 王子ヶ岳渋川集団施設地区(王子ヶ岳地区) 宿舎事業の取扱方針

要件	宿舎事業として判断する基準は、宿泊の利用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。 ア 通年営業を行う イ 宿泊収容力が20名以上のもの
施設位置	利用の現況や地形等から判断して、別添地図の斜線の範囲には、宿舎の設置を認めないものとする。 また、落石、土砂崩れ等の危険がないよう十分配慮された位置とする。
高さ	建物の高さは、海上からみて著しく稜線を分断しない範囲を基本方針とし、その上限はおおむね25mとする。(高さの算定は、地上に露出した部分の最高点と最低点の差によるものとするが、高架水槽や昇降機等、建物の管理あるいは機能上特に必要と認められる施設であれば、高さの算定に含まないものとする。) ただし、本地区は傾斜地が多いことから、地形・植生の状況により建物の望見される位置が限られ、施設の位置、修景植栽及び敷地造成等により十分な風致・景観への配慮が行われていると判断される場合は、海上から見て著しく稜線を分断しないという基本方針の範囲内で、この数字を緩和する。 また、指導上の判断材料とするため、必要に応じて事業者に見え方の検証実験を実施させる。
建蔽率 緑地率	建蔽率は、20%以下とする。 緑地率(芝生を含む植栽等の措置が行われる割合をいう。)は、40%以上とする。
壁面線の後退距離	原則として建築物の壁面線が、主要利用動線の路肩から20m以上、かつ敷地境界線から5m以上後退すること。
デザイン	建物のデザインは、周囲の自然に溶け込んだものとし、屋根の形態は勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で陸屋根になる場合はパラペットを設ける。
色彩	外壁は、花崗岩に近い落ち着いた色を基調とし、屋根は、黒又はこげ茶色を基調とする。
修景植栽	5-(2)-② 修景緑化指針による。

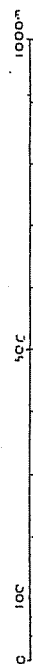
(2) 王子ヶ岳渋川集団施設地区(渋川地区) 宿舎事業の取扱方針

要件	宿舎事業として判断する基準は、宿泊の利用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。 ア 通年営業を行う イ 宿泊収容力が20名以上のもの
施設位置	海岸の松林より海側には、設置を認めないものとする。 また、落石、土砂崩れ等の危険がないよう十分配慮された位置とする。
高さ	25mを上限とする。(高さの算定は、地上に露出した部分の最高点と最低点の差によるものとするが、高架水槽や昇降機等、建物の管理あるいは機能上特に必要と認められる施設であれば、高さの算定に含まないものとする。) また、指導上の判断材料とするため、必要に応じて事業者に見え方の検証実験を実施させる。
建蔽率 緑地率	特に規定は設けないが、極力敷地内に緑地を確保する。
壁面線の後退距離	特に規定は設けないが、敷地境界線や主要利用動線からは極力後退すること。
デザイン	建物のデザインは、周囲の自然に溶け込んだものとし、屋根の形態は勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で陸屋根になる場合は、パラペットを設ける。
色彩	外壁は、茶系色またはグレー系、ベージュ系等落ち着いた色を基調とし、屋根はこげ茶か黒又はグレーを基調とする。
	5-(2)-② 修景緑化指針による。

王子が岳渋川集団施設地区 宿舎事業の取扱方針参考図



1:10,000



別紙8 修景緑化樹種一覧
高木

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	観賞期	潮害	AP	備考
アカガシ	速	中	陰	常緑	20		中	中	
アカマツ	速	乾	陽	常緑	40		弱	弱	
アカメガシワ	速	中	陽	落葉	10	紅葉(10-11)	一	一	若枝葉紅色
アキニレ	速	湿	半陽	落葉	10		強	中	
アベマキ	速	中	陽	落葉	15		中	一	
アラカシ	速	中	半陽	常緑	15		強	中	
イイギリ	速	中湿	陽	落葉	15	果(10-11)	一	一	
イヌマキ	遅	湿	陰	常緑	15		強	中強	
イブキ	遅	乾	陽	常緑	15		強	強	病原菌宿主
イロハモミジ	速	湿	半陽	落葉	10	紅葉(10-11)	中	中	
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常緑	10		強	強	
ウラジロノキ	速	乾	陽	落葉	15	葉果(9-10)	一	一	果実赤熟
エノキ	速	中湿	半陽	常緑	20		中	中	果実可食
オガタマノキ	遅	中	陰	常緑	15	花(3-4)	中	中	花に芳香
カクレミノ	遅	湿	陰	常緑	10		強	一	
カゴノキ	中	中	陰	常緑	15		一	一	
クサギ	速	中	陽	落葉	8	花(7-9)	一	一	
クスノキ	速	中	半陽	常緑	25		中	強	
クロガネモチ	遅	湿	陽	常緑	10	果(11-1)	強	一	果実赤熟
クロマツ	速	乾	陽	常緑	40		強	中	
コナラ	速	中	陽	落葉	20		中	中	
サカキ	速	中	陰	常緑	10		中	中	
ザイフリボク	速	乾	半陽	落葉	10	花(4-5)	一	一	
シラカシ	速	中	半陽	常緑	20		強	中	
スダジイ	速	湿	半陽	常緑	25		強	強	果実可食
タブノキ	速	中	半陽	常緑	20		強	中	
タラヨウ	中	中	陰	常緑	10	果(11-1)	中	中	
ナナミノキ	中	湿	半陽	常緑	10	果(11-2)	一	一	果実赤熟
ナラガシワ	速	中	陽	落葉	16		一	一	
ネズミサシ	遅	乾	陽	常緑	10		強	強	
ネムノキ	速	中	陽	落葉	10	花(6-7)	強	一	
ヒイラギ	遅	乾	陰	常緑	8	花(10-11)	強	強	
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常緑	10		強	中	有毒
フジキ	速	中	陽	落葉	10	花(6)	一	一	
ミズキ	速	湿	半陽	落葉	15	花(5-6)	中	強	
ムクノキ	速	中	半陽	落葉	20		強	強	
モチノキ	遅	中	陰	常緑	10	果(11-12)	強	強	果実赤熟
モッコク	遅	湿	陰	常緑	10	果(10-11)	中	中	果実赤熟
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常緑	10	花(2-4)	強	中	
ヤブニッケイ	中	中	陰	常緑	15		弱		
ヤマザクラ	速	中	陽	落葉	20	花(3-4)	一	弱	
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常緑	20		強	中	果実紅熟
リョウブ	中	中乾	陽	落葉	10	花(7-8)	一	一	
リンボク	中	中	陰	常緑	10		一	一	

AP=Air Pollution (大気汚染)

低木

樹 種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高 (m)	観賞期	潮害	AP	備 考
アオキ	速	湿	陰	常緑	3	果(11-3)	強	強	
イヌツゲ	遅	中	半陽	常緑	3		強	強	
イボタノキ	速	中	半陽	常緑	2		—	—	
ウメモドキ	中	中	陽	落葉	3	果(10-1)	中	中	
カナメモチ	速	中	半陽	常緑	3	果(10-11)	弱	中	若芽葉(5)
クチナシ	速	中	半陽	常緑	2	花(6-7)	中	中	花に芳香
コバノミツハツツジ	—	中	陽	落葉	3	花(4-5)	—	—	
コマユミ	中	中	半陽	落葉	2	果(10-12)	中	弱	種子赤色
ゴマギ	中	湿	半陽	落葉	3	花(5, 9-10)	—	—	
サンショウ	速	中	半陽	落葉	3		—	—	
シキミ	遅	湿	陰	常緑	3	花(3-4)	—	—	
シモツケ	速	乾	半陽	落葉	1	花(5-7)	中	弱	
シャシヤンボ	遅	乾	陰	常緑	3		—	—	果実可食
シャリンバイ	中	中	陽	常緑	2	花(5-6)	強	中	
シロヤマブキ	速	中	半陽	落葉	2	花(4-5)	—	中	
タミナハナ	遅	中	半陽	常緑	3		—	—	
ツゲ	遅	中	陰	常緑	3		強	中	
テリハノイバラ	速	乾湿	陽	落葉	0.5	花(5-7)	強	—	ツル性、刺あり
トベラ	速	乾湿	陽	常緑	3	花(5-6)	強	強	種子赤色
ナワシログミ	速	中	陰	常緑	2	果(5-6)	強	強	
ナンテン	遅	中	半陽	常緑	2	花(7)	強	中	果(10-2)
ニワトコ	速	中	半陽	落葉	3		—	—	
ネジキ	遅	乾	陽	落葉	3	花(6-7)	—	—	
ネズミモチ	速	乾湿	陰	常緑	3		強	強	
ノイバラ	速	中乾	陽	落葉	2	花(5-6)	—	—	ツル性、刺あり
ハマゴウ	—	乾	陽	落葉	2	花(7-8)	強	—	
バイカウツギ	速	中	陽	落葉	2	花(5-6)	—	—	
ヒサカキ	遅	乾	陰	常緑	2		強	強	
マサキ	速	乾湿	陰	常緑	3.3	果(11-2)	強	強	
マユミ	中	湿	半陽	落葉	3	果(10-12)	—	—	果実赤色
マンリョウ	遅	中	半陽	常緑	0.5	果(11-4)	—	—	
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落葉	1.5	果(10-11)	—	—	果実紫熟
モチツツジ	中	中	半陽	落葉	3	花(5)	中	強	旭川以東のみ可
ヤツデ	中	湿	陰	常緑	3		中	強	
ヤブコウジ	遅	中	陰	常緑	0.2	果(11-2)	—	—	
ヤマツツジ	中	中	半陽	落葉	3	花(4-5)	—	—	
ヤマハギ	速	中	陽	落葉	1.5	花(7-9)	弱	中	
ヤマブキ	速	湿	半陽	落葉	1.5	花(4-5)	弱	中	
ジャケツイバラ	速	中	陽	落葉	—	花(4-5)	—	—	ツル性、刺有り
ツルグミ	遅	中	陽	常緑	—	花(10-11)果(5)	強	—	ツル性、果実赤熟、可食
スイカズラ	速	中	陽	常緑	—	花(4-5)	強	強	ツル性
ツタ	速	中	陽	落葉	—	葉	—	—	ツル性
ツルウメモドキ	速	—	陽	落葉	—	花(5-6)	—	—	ツル性
フジ	速	湿	陽	落葉	—	花(4)	強	強	ツル性

AP=Air Pollution (大気汚染)

別紙9 関係法令等一覧

法 令 名	規 制 概 要	県担当課
瀬戸内海環境保全特別措置法 (岡山県自然海浜保全地区条例)	排水処理施設の設置 自然海浜保全指定地区における行為	県民生活課
公有水面埋立法	公有水面埋立(環境保全への配慮等)	河川課
岡山県景観条例	景観モデル地区内の行為等	自然環境課
鳥獣保護及び狩猟の適正化 に関する法律	鳥獣の捕獲及び特別保護地区における行為	県民局(林政課)
絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	指定された動植物の捕獲・陳列・譲渡等	自然環境課
特定外来生物による生態系等に係 る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運 搬、輸入、譲渡し等	自然環境課
文化財保護法	現状変更等 [国指定・天然記念物] ・六甲島の象岩・笠岡市カトガハ繁殖地 ・白石島の鎧岩 [国指定・史跡名勝] ・下津井鷺羽山、高島、白石島	文化財課、市町
建築基準法	建築物の規模・形態等	建築指導課、市町
屋外広告物法(屋外広告物条例)	広告物掲示等	都市計画課
都市計画法	市街化・市街化調整区域における 建築物の設置等	建築指導課、市町
森林法	林地開発、保安林内行為等	治山課、市町
海岸法	海岸保全区域内の行為等	県民局(港湾課)、市町
港湾法	港湾区域内の行為等	県民局(港湾課)、市町
漁港法	漁港区域内の行為等の制限	県民局(港湾課)、市町
道路法	道路の占用等の制限	県民局(港湾課)
農地法	農地の用途変更	県農業振興課、市町
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更	県民局(港湾課)、市町
国土利用計画法(県土保全条例)	1ha以上の土地の開発行為	県民局(地域振興課)、 市町
採石法	採石業に関する制限	県民局(港湾課)、市町
鉱業法	鉱業権設定・制限	企業立地物流推進課、市町
温泉法	掘削・動力装置設置許可	自然環境課、市町
水道法	自家用水道等(100人以上)の水質 ・施設基準	県民生活課、環境保健センター
水質汚濁防止法	排水処理に関する規制	県民生活課、環境保健センター
廃棄物の処理及び清掃に関する法 律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置	廃棄物対策課
特定廃棄物に起因する支障の除去 等に関する特別措置法	過去に不適正処分が行われた廃棄物の計 画的な問題解決の取り組み	廃棄物対策課、県民局
旅館業法	新改贈築等に伴う営業許可	県民生活課、環境保健センター
消防法	消防設備・危険物貯蔵取扱等の規制	消防防災課、消防署
食品衛生法	旅館・一般飲食営業許可	環境保健センター

参考1 管理計画の趣旨

国立公園管理計画とは

(1) 国立公園管理計画とは、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものである。担当する国立公園の管理について、中国四国地方環境事務所としての具体的な方針を明文化した、いわば事務所の「公園管理マニュアル」的なもので、概ね次のような内容となっている。なお、⑤については、各種行為に対する行為等の基準ともなっている。

- ① 国立公園又は管理計画区の概況
- ② 管理の基本方針
- ③ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ④ 適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑤ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- ⑥ その他、管理計画作成の目的を達成するために必要な事項

(2) 公園計画（法定計画）で定められた保護規制や公園施設整備等の計画内容について、より具体的に記述する意味合いがある。

(3) 法定計画ではないが、自然環境局長通知に基づいて地方環境事務所長が、関係機関等の意見も参考にしつつ作成するものである。ただし、管理の基本方針及び公園事業及び許認可等の取扱いに関する事項の決定には自然環境局長の承認を要し、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、及び同上第33条の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例並びに許可申請の許可の適否の審査基準となる。

(4) 公園管理には、事務所が法的権限や予算を持って取り組むことができる部分と、そうでない部分（他機関の権限にかかるもの等他の主体に依存するもの）があるが、後者の場合は、他者との調整方針・手順等を記すことになる。

今回の改訂の目的

- (1) 平成2年3月の管理計画策定以降の社会情勢の変化、生物多様性を盛りこんだ自然公園法の改正、国立公園計画の変更等を踏まえて、所要の変更を行う。
- (2) 「めざす公園の姿」を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示した上で、そのために必要な規制、整備、管理、調整等の具体的内容を明らかにする等、一般の人が読んでも「公園管理のポリシー」が理解しやすいような内容に改める。

（本来、「めざす公園の姿を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示」するのは、「公園計画」の役割だが、現行の公園計画が、法制度上、「規制のゾーニングと整備すべき施設の種類・性格」を明示するにとどまっている上、他の公益や私権との調整の結果、めざすべき方向と異なるものとなったり、目的が不明確なものとなってしまうところがあるので、それを補う意味もある。）

(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域管理計画改訂手順

- ① 「めざす瀬戸内海国立公園の姿」(目標)を明らかにする。
- ② 岡山県地域において①を実現するために、「どこの何(保全対象)を、どのように(保全目標と管理方針)保全し、どのような利用形態・状況となるよう誘導するのか」を明らかにする。
- ③ ②を実現するために、
 - ・ 必要な保全管理の具体的手法や調整の方向性
 - ・ 保全のためにかける必要のある法規制の具体的内容
 - ・ 望ましい利用形態・状況への具体的な誘導手法
 - ・ 各々執行する(される)公園事業が備えるべき具体的要件(必要な整備・管理運営の具体的な内容等)や調整の方向性等を明らかにする。

参考2 指定植物一覧

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

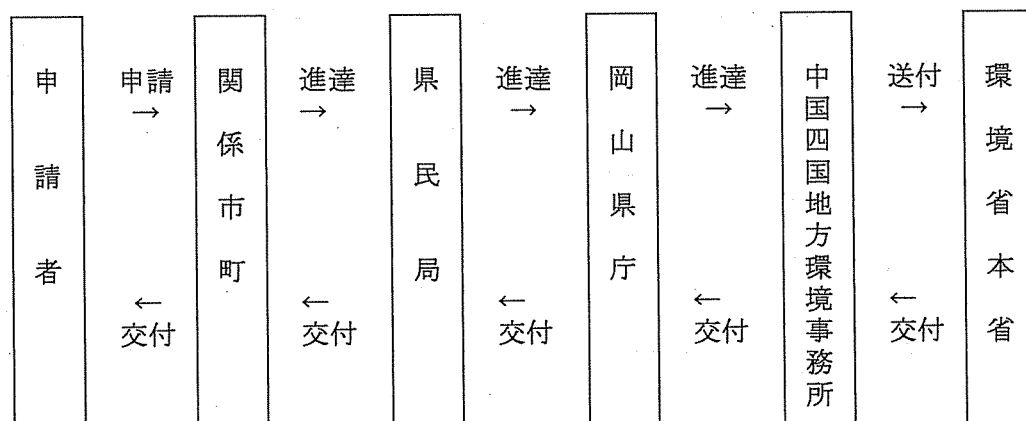
(昭和56年3月23日 環境庁告示)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンズギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホンダウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤネノシダ、オシヤクジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンボウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウ)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	ハイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウゼンゴケ	イシモチソウ、モウゼンゴケ、コモウゼンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネンサ、ミセバヤ、セトウチマンネンサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、イブキシモツケ、イワガサ (タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	トウダイグサ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサ含)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ

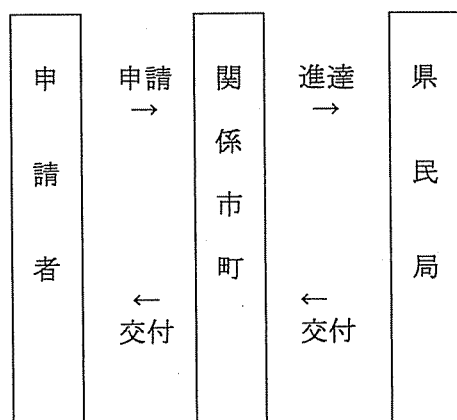
科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ、レンゲツツジ (キレンゲ含)、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲ含)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジ含)、サイコクミツバツツジ、アケボノツツジ (アカヤシオ含)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダン含)
サクラソウ	シコクカッソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒヨウダンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビヤクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラ克蘭、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

参考3 許認可申請書進達ルート

- 1 大臣権限にかかるもの
(所長権限にかかるものは中国四国地方環境事務所まで)



- 2 法定受託事務にかかるもの



参考4 管理計画検討会名簿

検討員	座長 千葉 喬三（森林生態：岡山大学学長） 委員 鳥越 良光（観光・マーケティング：岡山商科大学教授） 委員 中村 昭夫（風景：写真家） 委員 清水 玲子（地域社会：山陽新聞解説委員）
オブザーバー	高木 広輝（岡山商工会議所：企画広報部長） 岡 昌巳（（社）岡山県観光連盟：専務理事） 藤原 瑠美子（NPO法人グリーンパートナーおかやま：代表理事）
行政機関	岡山県生活環境部長 岡山市長 倉敷市長 玉野市長 笠岡市長 備前市長 瀬戸内市長 浅口市長
事務局	環境省 中国四国地方環境事務所 岡山自然保護官事務所

作成経緯及び検討経緯

年 月 日	内 容
平成17年 1月13日	検討会の設置（管理計画基本方針の説明） 検討会（検討員からの意見聴取）
平成17年 3月13日～ 3月11日	現地調査（検討員、関係行政機関、事務局）
平成17年 9月 8日～ 9月 9日	現地調査（検討員、関係行政機関、事務局） 検討会（管理計画書素案の説明・討議）
平成18年 7月18日	検討会（管理計画書案の説明・討議）
平成 年 月 日	公表

別添 瀬戸内海国立公園(岡山県地域)展望地カルテ

	県番号	調査 番号	展望地名	場所	公園区域	評価	
						現状	リフレッシュ後
岡山県	1	179	鹿久居島①	岡山県備前市日生町日生	3	4	5
岡山県	2	180	鹿久居島②	岡山県備前市日生町日生	3	4	5
岡山県	3	181	鹿久居島山頂	岡山県備前市日生町日生	3	4	5
岡山県	4	175	大多府島自然歩道①	岡山県備前市日生町大多府	2	3	4
岡山県	5	177	大多府島自然歩道②	岡山県備前市日生町大多府	2	4	5
岡山県	6	178	大多府島自然歩道③	岡山県備前市日生町大多府	2	3	5
岡山県	7	176	大多府島休憩所	岡山県備前市日生町大多府	2	2	5
岡山県	8	215	鴻の鳥山山頂	岡山県備前市日生町日生	普	5	-
岡山県	9	21	夕立受山園地	岡山県備前市穂浪	2	4	5
岡山県	10	217	夕立受山②	岡山県備前市穂浪	2	4	5
岡山県	11	218	夕立受山③	岡山県備前市穂浪	2	3	4
岡山県	12	219	夕立受山④	岡山県備前市穂浪	2	0	4
岡山県	13	234	夕立受山⑤	岡山県備前市穂浪	2	5	-
岡山県	14	216	笹尾山	岡山県備前市浦伊部	外	5	-
岡山県	15	214	大平山山頂付近	岡山県瀬戸内市邑久町虫明	外	5	-
岡山県	16	19	オリーブ園下	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓	外	4	-
岡山県	17	20	蕪崎園地	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓	2	4	-
岡山県	18	213	前島展望台	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓	普	5	-
岡山県	19	236	三頂山園地(三頂山山頂)	岡山県岡山市阿津	2	4	5
岡山県	20	23	三頂山園地休憩舎	岡山県岡山市小串字庄八山	2	0	4
岡山県	21	24	三頂山園地(八丈岩山山頂)	岡山県岡山市小串字庄八山	2	0	5
岡山県	22	25	奥山展望台	岡山県岡山市小串	2	3	5
岡山県	23	22	貝殻山園地(展望地再生事業前)	岡山県岡山市宮浦	2	4	5
岡山県	23		貝殻山園地(展望地再生事業後)	岡山県岡山市宮浦	2	5	-
岡山県	24	26	天目山(展望地再生事業前)	岡山県玉野市上山坂	2	1	4
岡山県	24		天目山(展望地再生事業後)	岡山県玉野市上山坂	2	4	-
岡山県	25	27	金甲山①(市街地側)	岡山県玉野市八浜町	2	4	5
岡山県	26	28	金甲山②(山頂)	岡山県玉野市八浜町	2	2	5
岡山県	27	182	金甲山休憩所	岡山県岡山市郡	2	0	5
岡山県	28	29	十禅寺山西光峰	岡山県玉野市田井	2	0	5
岡山県	29	235	十禅寺山金剛峰	岡山県玉野市田井	2	0	4
岡山県	30	37	王子ヶ岳洪川園地①	岡山県玉野市洪川	2	4	5
岡山県	31	38	王子ヶ岳洪川園地②	岡山県玉野市洪川	2	0	5
岡山県	32	163	王子ヶ岳桜園地①	岡山県倉敷市児島唐琴町	2	5	-
岡山県	33	164	王子ヶ岳桜園地②	岡山県倉敷市児島唐琴町	2	0	5
岡山県	34	10	由加山園地(由加山桜園地)	岡山県倉敷市児島由加	2	0	3
岡山県	35	1	鷺羽山①(第二展望台)(展望地再生事業前)	岡山県倉敷市大島	2	2	4
岡山県	35		鷺羽山①(第二展望台)(展望地再生事業後)	岡山県倉敷市大島	2	4	-
岡山県	36	2	鷺羽山②(第二展望台)(展望地再生事業前)	岡山県倉敷市大島	2	3	4
岡山県	36		鷺羽山②(第二展望台)(展望地再生事業後)	岡山県倉敷市大島	2	4	-
岡山県	37	3	鐘秀台	岡山県倉敷市大島	2	3	4
岡山県	38	4	鷺羽山山頂	岡山県倉敷市大島	2	5	-
岡山県	39	161	鐘秀峯(展望地再生事業前)	岡山県倉敷市大島	2	5	-
岡山県	39		鐘秀峯(展望地再生事業後)	岡山県倉敷市大島	2	5	-
岡山県	40	5	田之浦公園	岡山県倉敷市下津井田之浦	外	3	4
岡山県	41	9	鷺羽山公園線道路脇(龍王山付近)	岡山県倉敷市児島味野山田町	外	0	4
岡山県	42	162	龍王山山頂	岡山県倉敷市児島通生	2	5	-
岡山県	43	6	三百山山頂	岡山県倉敷市下津井	外	3	4
岡山県	44	7	通仙園園地	岡山県倉敷市児島通生	2	2	4
岡山県	45	8	通仙園(宮の鼻)	岡山県倉敷市児島通生	2	4	5
岡山県	46	12	寄島園地(東の展望園地)	岡山県浅口市寄島町	2	2	5
岡山県	47	11	寄島園地(西の展望園地)	岡山県浅口市寄島町	2	2	4
岡山県	48	160	青佐山山頂	岡山県浅口市寄島町	2	0	5
岡山県	49	13	青佐山御台場展望台	岡山県浅口市寄島町	外	1	3
岡山県	50	14	御嶽山幻虹臺展望台(御嶽山園地)	岡山県笠岡市大島中町225番地	2	5	-
岡山県	51	237	御嶽山山頂	岡山県笠岡市大島中町	2	4	5
岡山県	52	36	梶丸山	岡山県笠岡市神島	2	5	-
岡山県	53	33	高島子姪石展望地	岡山県笠岡市高島	2	5	-
岡山県	54	34	高島ピクン石展望台	岡山県笠岡市高島	2	4	5
岡山県	55	35	高島神ト山展望台	岡山県笠岡市高島	2	5	-
岡山県	56	31	白石島鑑岩展望地	岡山県笠岡市白石島	2	5	-
岡山県	57	32	白石島鳩石展望地	岡山県笠岡市白石島	2	4	5
岡山県	58	212	真鍋島城山展望地	岡山県笠岡市真鍋島	普	3	5
岡山県	59	87	六島大石山山頂	岡山県笠岡市六島	3	2	5